【表紙】

【提出書類】 外国会社届出書

【提出日】 平成30年4月19日

【会社名】 ネットアップ・インク

(NetApp, Inc.)

【代表者の役職氏名】 マシュー・ノールトン・フォーセット

上席副社長、ジェネラルカウンセル・アンド・セクレタリー

(Matthew K. Fawcett, Senior Vice President, General Counsel,

and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、

クロスマン・アベニュー1395

(1395 Crossman Avenue Sunnyvale, CA 94089, United States)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石 川 耕 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目1-1

明治安田生命ビル14階 G T東京法律事務所

【電話番号】 (03)4510-2200

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目1-1

明治安田生命ビル14階 G T東京法律事務所

【電話番号】 (03)4510-2200

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ネットアップ・インク普通株式(額面金額:0.001米ドル)の取得に係る

新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等及び制限

付き株式ユニット)

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)

4,143,750米ドル(444,375,750円)(見込額)(注2)

募集金額の内訳は以下のとおりである。

新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

0米ドル(0円)(注1)

4,143,750米ドル(444,375,750円)(見込額)(注3)

新株予約権証券(制限付き株式ユニット)

0米ドル(0円)(注1) 0米ドル(0円)(注4)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

- (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
- (注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。
- (注 4) 制限付き株式ユニットの権利確定時に(期間制限経過時に)適格従業員による支払は予定されてない。したがって、 第一部第1(B)1においても制限付き株式ユニットの価値を0米ドルと表記した。

注記:

- 1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「NetApp」または「ネットアップ」とは、デラウェア州 法に準拠して設立された「ネットアップ・インク」を意味する。
- 2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」および「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=107.24円の換算率(平成30年3月6日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。
- 3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 4. 文脈上または別段の指示がある場合を除き、本書において言及される「10 K」とは、当社が2017年6月20日に米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)に提出した2017年4月28日終了事業年度に対する10 K様式の当社の年次報告書を指す。
- 5. 文脈上または別段の指示がある場合を除き、本書において言及される「10-K filed on June 22, 2016」とは、2016年6月 22日にSECに提出した2016年4月29日終了事業年度に対する10 K様式の当社の年次報告書を指す。
- 6. 文脈上または別段の指示がある場合を除き、本書において言及される「DEF14A」又は「Proxy Statement」とは、当社が 2017年8月1日にSECに提出した年次株主総会委任状勧誘書類を指す。
- 7. 別段の指示がある場合を除き、本書における「連結財務書類」とは、10-KのPart II, Item 8に含まれる連結財務書類 (「連結財務書類」)を指す。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

< A >

1【新株予約権証券の募集】(新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等))

(1)【募集の条件】

発行数	76,410個(見込数)(注 1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2018年5月5日 至2018年5月19日 (注2)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ネットアップ・インク 株式管理部 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、 クロスマン・アベニュー1395
割当日	2018年6月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。
摘要	下記に記載のとおり。

- (注1) 各新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、当社の普通株式1株を購入するための株式購入権である。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。
- (注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン(以下に定義される。)への参加を選択することができる。プラン参加者(以下に定義される。)は、次回募集への参加を希望する場合(但し、プラン参加者は参加を要求されない。)、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本外国会社届出書に関する購入期間は2018年6月1日に開始する。

(摘 要)

プランの採択及び対象者

本募集は、1995年9月26日開催の当社の取締役会(以下「取締役会」という。)により当初採択されたネットアップ・インク従業員株式購入制度(以下「本プラン」という。)に基づくものである。本プランは、2017年7月17日に取締役会によって修正・改定され、かかる修正・改定は2017年9月14日に開催された当社の年次株主総会によって承認された。

本募集は、本プランに基づき、本邦子会社の適格従業員約195名に対し、新株予約権証券を発行するものである。

ここにいう本邦子会社とは、ネットアップ株式会社(日本法に基づき設立された株式会社であり、当社の100%間接所有子会社。なお、2018年4月28日付けで、ネットアップ合同会社に組織変更予定。)を指す。

本プランに申し込む当社又は参加子会社の各適格従業員(以下「適格従業員」という。)は「プラン参加者」という。

プランの目的

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる本プランへの参加を通じて 当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

<u>プランの実施</u>

適格従業員は、本プランへの加入手続を行い、各購入期間(以下に定義される。)中に当該適格従業員に支給される本給与 (本プランに定義される。)の1%から10%の給与天引きによる積立金(以下「拠出金」という。)を拠出することで、本プラ

ンの参加者となることができる。本プランの各々の募集期間は、当該募集期間の開始日前に本プラン管理者が決定する24ヶ月を超えない期間とする。募集期間は、本プランの存続期間中の各年の6月と12月の第1営業日に半年ごとに開始する。本募集の購入期間は、2018年6月1日に開始し、2018年11月30日に終了する。プラン参加者は、適用のある購入期間にプラン参加者が承認した給与天引きによる拠出金を用いて、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格、又は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に相当する購入価格(以下「購入価格」という。)により、当社普通株式を購入することができる。但し、プラン参加者は、(i)ある暦年において、本プランに基づき、株式購入権の付与時において25,000米ドルを超える公正市場価格を有する当社の普通株式を購入する権利を付与される、又は、(ii)募集期間中に当社の普通株式を1,500株を超えて購入することはないものとする。日本の全適格従業員が本プランへの参加を選択し、1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)における拠出金の最大見込額は、4,143,750米ドル(444,375,750円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「NASDAQ」という。)における1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本外国会社届出書においては、便宜上、2018年3月6日の終値63.80米ドル(6,841円)の85%の値(54.23米ドル(5,815円))を使用した。なお、本プラン令加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

プランの運営及び管理

本プランは、取締役会が指名する2名以上の取締役から成る委員会(以下「本プラン管理者」という。)が運営する。

(2)【新株予約権の内容等】

本新株予約権は、プラン参加者の拠出金(但し、1暦年中の1人当た りの購入額は25,000米ドルを上限とする。)を用いて、()募集期 間開始日における普通株式の公正市場価格、又は、()購入日にお ける普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に相当する購 入価格により、当社普通株式を購入する権利である。最終的な購入 価格は、購入日まで明らかにならない。

したがって、当社普通株式の時価が下落した場合、本新株予約権の 購入価格も下落し、よって「新株予約権の目的となる株式の数」は 増加する(但し、いずれかの一購入日においてプラン参加者1名につ き購入可能な普通株式の最大数は、1,500株を超えないものとし、当 社の資本構成に変更があった場合、定期的調整に服するものとす る)。しかしながら、拠出金は、プラン参加者がその拠出金を減額 又は本プランから脱退しない限り(本プランに基づき、いずれも認 められる。)、株価によって変動することはない。

「新株予約権の目的となる株式の数」は、当該購入日に終了する購 入期間中の給与天引きによってプラン参加者から徴収した額を、当 該プラン参加者に関して当該購入日につき有効な購入価格で除して 得られる整数の株式数とする。但し、下記のとおり「新株予約権の 行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、株価 によって変動しない。

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計 された、給与天引きによる従業員株式購入制度への参加を通じて当

社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供すること により、当社の利益を増進することにある。本プランへの参加は任 当該行使価額修正条項付新株予約権付社 意であり、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価額の総額」は、本給与の最大10%により積み立てられた拠出金

> により決定される。よって、「新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価額の総額」の下限は定められていない。

> 本プランに基づく発行可能な普通株式の最大数は、63,700,000株と する。

> しかしながら、取締役会は、その単独の裁量において、いかなる時 も本プランを変更、修正、停止、終了又は中止することができる。

> さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予 約権が行使されない可能性がある。

- プラン参加者が、募集/購入期間中に本プランから脱退した
- プラン参加者が、募集/購入期間中に従業員でなくなった場

株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位 で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないそ の他の変更を理由として、普通株式に対する変更が行われる場合、 本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、()本プラン に基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、()ー購入日にお いてプラン参加者1名につき購入可能な有価証券の最大数及び種類、 ()本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者 が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、()各々の 発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたり の価格について、適切な調整が行われる。

新株予約権の目的となる株式の種類

ネットアップ・インク記名式普通株式(1株当たり額面金額0.001米ド ル)(注1)(注2)

新株予約権の目的となる株式の数

債券等の特質

新株予約権1個につき1株 全体で76,410株(見込数)(注2)(注3)

新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個につき 54.23米ドル(5,815円)(見込額)(注4)

4,143,750米ドル(444,375,750円)(見込額)(注5)	
発行価格:54.23米ドル(5,815円)(注4) 資本金組入額:1株当たり0.001米ドル(約0.1円)(注5) (発行価格については見込額)	
2018年11月30日(注6)	
ネットアップ・インク 株式管理部 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、 クロスマン・アベニュー1395	
本プランSection 及び を参照のこと。	
該当事項なし。	
本プランSection . Kを参照のこと。	
該当事項なし。	
本プランSection . Bを参照のこと。	

- (注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式、自己株式、又は公開市場において取得した株式を使用 する予定である。
- (注2) 株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)ー購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。
- (注3) プラン参加者は、購入日において、適用される購入期間中に積み立てた拠出金(但し、1暦年中の1人当たりの購入額は25,000米ドルを上限とする。)を用いて、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格、又は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に等しい購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本外国会社届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される募集/購入期間における拠出金の最大見込額(1人当たりの年間最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合の金額)4,143,750米ドル(444,375,750円)を、2018年3月6日の当社普通株式のNASDAQにおける終値63.80米ドル(6,841円)の85%の値(54.23米ドル(5,815円))で除することにより算出した。
- (注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の便宜上、2018年3月6日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値63.80米ドル(6,841円)の85%の価格(54.23米ドル(5,815円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。
- (注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の便宜上、募集/購入期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。
- (注6) 購入日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘 要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる従業員株式購入制度への参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び本プラン管理者の定める所定のオンライン登録フォームに記載されている。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の購入日である2018年11月30日において、全て自動的に行使される。

いかなるプラン参加者も、本プランに基づく購入権の対象となる当社普通株式に関して、当社普通株式が購入され、プラン参加者へ又はプラン参加者のための口座に交付されるまで、いかなる議決権、配当権又はその他の株主の権利を有しないものとする。

本新株予約権の行使及び株券の交付により当社の株主となったプラン参加者は、当社の他の株主と同様に、取締役会がその裁量において、プラン参加者が当該株式を保有している間に生じる基準日とともに宣言する配当を受領することができる。

株券の交付

各購入日後、事務手続的に実行可能な限り速やかに、当社は、プラン参加者のために購入された株式を表章する株券を当社の指定するプローカーの口座(プラン参加者のために維持されている)に直接預け入れられ、その後の株式の売却を容易にするために「ストリートネーム」で保管される。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,143,750米ドル	0米ドル	4,143,750米ドル
(444,375,750円)(注)	(0円)	(444,375,750円)(注)

(注) 当該金額は、日本における全適格従業員が本プランに参加し、1人当たりの最大購入額である、購入期間における自己の本給与の10%を拠出した(但し、21,250米ドルの年間上限額を超えない範囲。)と仮定した場合の金額と仮定した場合の見込額である。

(2)【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額4,143,750米ドル(444,375,750円)は、設備投資及び業務運営上の経費支払を含むがそれに限定されない一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

1 【新株予約権証券の募集】(新株予約権(制限付き株式ユニット))

(1) 募集の条件

★ 発行数 18,000個(見込数)(注)

発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2018年6月1日以降
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ネットアップ・インク 株式管理部 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、 クロスマン・アベニュー1395
割当日	2018年6月1日
払込期日	該当事項なし(付与を受けるための支払を必要としない)。
払込取扱場所	該当事項なし。
摘要	下記に記載のとおり。

(注) 本制限付き株式ユニット(以下に定義される。)は、当社の普通株式1株を取得するための新株予約権である。上記「発行数」は、本制限付株式ユニットの目的となる株式数と同数であるが、本外国会社届出日 提出日時点では、本制限付き株式ユニットの発行数が確定しないため、見込みの数字である。

(摘要)

プランの採択及び対象者

本募集は、1999年8月17日開催の当社の取締役会により当初採択された「ネットアップ・インク1999年ストック・オプション・プラン」(以下「本プラン」という。)に基づくものである。本プランは、2017年7月17日に取締役会によって修正・改定され、かかる修正・改定は2017年9月14日に開催された当社の年次株主総会によって承認された。

本募集は、本プランにおける株式発行プログラム(本プランには5つの別々のプログラムがあり、株式発行プログラムはそのうちの1つのプログラムである。)に基づき、本邦子会社の適格従業員約195名に対し、当社の普通株式を取得する制限付き株式ユニットを目的とする新株予約権(以下「本制限付き株式ユニット」という。)を付与するものである。ここにいう本邦子会社とは、ネットアップ株式会社(本邦における有限責任会社であり、当社の100%間接所有子会社。なお、2018年4月28日付けで、ネットアップ合同会社に組織変更予定。)を指す。

プランの目的

本プランの目的は、当社の社員が引き続き当社に勤務するインセンティブとして、当社に対する所有持分を取得し、又は保有する持分を増加する機会を適格な者に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

プランの運営及び管理

本プランは、取締役会が運営する権限する権限を有するが、取締役会の裁量により、第1次委員会又は第2次委員会にその権限を与えることもできる(以下「本プラン管理者」という)。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ネットアップ・インク記名式普通株式(1株当たり額面金額0.001米ドル)(注1)	
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株(見込数)(注2)	
新株予約権の行使時の払込金額(「行使 価額」)	1株当たり0米ドル(0円)(注3)	
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価額の総額	0米ドル(0円)(注4)	

新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格: 1株当たり0米ドル(0円) 資本組入額: 1株当たり0.001米ドル(約0.1円) (株式の新規発行の場合(注2))
新株予約権の行使期間	│本制限付き株式ユニットは、2018年6月1日から2022年6月1日までに │確定する。(注5)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次 場所及び払込取扱場所	ネットアップ・インク 株式管理部 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、 クロスマン・アベニュー1395
新株予約権の行使の条件	(注5)に記載のとおり。
自己の新株予約権の取得の事由及び取得 の条件	(注5)に記載のとおり。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)に記載のとおり。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	該当事項なし。
摘要	下記に記載のとおり。

- (注1) 当社の定款では、当社が普通株式の他、優先株式を発行することができると定められている。当社取締役会は、定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有するが、本外国会社届出書提出日において優先株式は発行されていない。
- (注2) 適格従業員は1ユニットの権利の確定(つまり、制限期間(注5を参照のこと)の経過)により、1株を取得する。本制限付き株式ユニットの権利の確定にあたり交付される株式数は、新規発行株式、自己株式、又は公開市場において取得した株式により構成される予定である。本プラン管理者は、その単独の裁量によって、各適格従業員に付与する本制限付き株式ユニットの数を決定するものとする。本外国会社届出日提出日時点では、本制限付き株式ユニットの発行数が確定しないため、見込みの数字である。各適格従業員は、いずれの暦年中においても、株式発行プログラムにおいて、1,000,000株を超える普通株式を対象とした本制限付き株式ユニットを受け取らないものとする。
- (注3) 本制限付き株式ユニットの権利確定時(制限期間の経過時)に適格従業員が支払うべき金額はない。
- (注4) 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、適格従業員に付与されたすべての本制限付き株式ユニットが権利確定し、制限期間の経過により交付される株式がすべて新規に発行される株式であると仮定して、下記の計算式に従って計算された最大見込額である(下記注**参照)。

「発行価額の総額」=

{0米ドル(プレミアム) + 0米ドル(権利確定価格)} × 18,000株 (見込数) = 0米ドル

注 **: 当該情報は情報の完全性のために提供するものである。

(注5) 「新株予約権の行使期間」及び「新株予約権の行使の条件」:

適格従業員は、本制限付き株式ユニットに適用される権利確定基準を満たしたとき、当社の普通株式の交付を受けることができる。具体的には、適格従業員が各付与日において当社又は当社の子会社の従業員として雇用され続けていることを条件として、4年間に均等に分割して、本制限付き株式ユニットの付与日から1年後、2年後、3年後、4年後の日(2019年6月1日、2020年6月1日、2021年6月1日、2022年6月1日)に各25%ずつの割合で権利が確定し、確定した本制限付き株式ユニットに対応する当社の普通株式が交付される。本制限付き株式ユニットの最後の制限期間は2018年6月1日の4年後の応答日(2022年6月1日)に終了する。

前記にかかわらず、本制限付き株式ユニットの付与後、本プラン管理者は、その単独の裁量で、本制限付き株式ユニットに係る権利確定の規定を削減又は放棄することができる。

本制限付き株式ユニットの支払は、個々の適格従業員との間で締結される株式発行契約に定める日付以降可能な限り速やかに、又は株式発行契約にその他定めるとおり、又は適用法によって求められるとおり、行われるものとする。本プラン管理者は、その単独の裁量により、本制限付き株式ユニットを、現金、普通株式又はその他の組み合わせによって支払うことができる。

但し、本プランの株式発行プログラムに基づく本制限付き株式ユニットは、制限期間中の雇用関係の終了の場合においては、自動的に終了するものとし、終了後における普通株式の発行は行われないものとする。但し、本プラン管理者は、権利確定基準を充足していない、一又は複数の発行済みの本制限株式ユニットについて、発行済み本制限株式ユニットに基づく普通株式を発行する裁量権を有するものとする。株式発行契約に定める日において、権利確定していない全ての本制限付き株式ユニットは当社により没収されるものとする。

企業間取引(本プランに定義される。)が発生した場合、株式発行プログラムに基づき発行される本制限付き株式ユニットは、直ちに全ての権利が確定するものとする(全ての権利確定基準が、目標水準を達成しているとみなされる)。但し、()本制限付き株式ユニットが、当該企業間取引との関連で、承継法人(又はその親会社)にその義務を引き受けられ、若しくは、同等の権利に代替されることになっているか、又は、()かかる権利確定の繰上げが、株式発行契約において課される他の制限によって妨げられる場合は、この限りではない。

本プラン管理者は、いつでも、当該本制限付き株式ユニットの全部又は一部が自動的に終了することを定める裁量権を有するものとし、かかる本制限付き株式ユニットの対象である普通株式は、企業間取引若しくは支配変更又は当該取引に関係する事由が発生した時点で直ちに権利が確定するものとする。

(注6) 適格従業員は、本制限付き株式ユニットを譲渡することができないものとする。

(摘 要)

適格従業員は、本制限付き株式ユニットに適用される権利確定基準を満たしたとき、株式発行契約に定

める確定した本制限付き株式ユニットの支払を受ける権利を有するものとする。具体的には、当該適格従業員の継続的な雇用を条件として、4回に均等に分割して、本制限付き株式ユニットの付与日から1年後、2年後、3年後、4年後の日(2019年6月1日、2020年6月1日、2021年6月1日、2022年6月1日)に各25%ずつの割合で権利が確定する。各確定の日において、確定した本制限付きユニットに対応する普通株式が交付される。本制限付き株式ユニットの最後の制限期間は2018年6月1日の4年後の応答日(2022年6月1日)に終了する。本制限付き株式ユニットの支払いは、株式発行契約に定める日付以降可能な限り速やかに、又は株式発行契約にその他定めるとおり、又は適用法によって求められるとおり、行われるものとする。本プラン管理者は、その単独の裁量により、本制限付き株式ユニットを、現金、普通株式又はその他の組み合わせによって支払うことができる。

適格従業員は、本制限付き株式ユニットの対象となる普通株式に関して、本制限付き株式ユニットに適用される権利確定基準を満たし、普通株式が交付されるまで、いかなる議決権、配当権又はその他の株主の権利を有しない。本制限付き株式ユニットの権利確定により、普通株式の交付を受けた場合に、当該株式に関する完全な株主の権利(議決権及び配当権を含む)を有するものとする。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 新規発行による手取り金の使途

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
0米ドル	0米ドル	0米ドル
(0円)(注)	(0円)	(0円)(注)

- (注) 上記「払込金額の総額」は、付与された本制限付き株式ユニットがすべて確定し、本制限付き株式ユニットの確定により交付される株式がすべて新規に発行された株式であると仮定して、「発行価格」を0米ドルとして計算されている(すなわち、本制限付き株式ユニットが確定した場合、適格参加者による株式の取得に対する支払は行われない)。
- (2)【手取金の使途】

該当事項なし。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに係る特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本外国会社届出書に基づく募集の対象である本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等及び制限付き株式ユニット)と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

- 1.新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)について
- (1) 有価証券の種類及び銘柄

新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

当該価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

適格従業員は、本プランへの加入手続を行い、各購入期間中に当該適格従業員に支給される本給与(本プランに定義 される。)の1%から10%の給与天引きによる積立金(以下「拠出金」という。)を拠出することで、本プランの参加 者となることができる。本プランの各々の募集期間は、当該募集期間の開始日前に本プラン管理者が決定する24ヶ月 を超えない期間とする。募集期間は、本プランの存続期間中の各年の6月と12月の第1営業日に半年ごとに開始する。 本募集の購入期間は、2018年6月1日に開始し、2018年11月30日に終了する。プラン参加者は、適用のある購入期間に プラン参加者が承認した給与天引きによる拠出金を用いて、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格、又 は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に相当する購入価格(以下「購入価格」と いう。)により、当社普通株式を購入することができる。但し、プラン参加者は、(i)ある暦年において、本プラン に基づき、株式購入権の付与時において25,000米ドルを超える公正市場価格を有する当社の普通株式を購入する権利 を付与される、又は、(ii)募集期間中に当社の普通株式を1,500株を超えて購入することはないものとする。全プラ ン参加者が、1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集 にかかわる購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)における拠出金の最大見込額は、214,625,000米ドル (23,016,385,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式の ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「NASDAQ」という。)における1株当たりの終値の85%で除す ることにより算出される。本外国会社届出書においては、便宜上、2018年3月6日の終値63.80米ドル(6,841円)の85% の値(54.23米ドル(5,815円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加 者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

本プランでは、下記で算出される新株予約権の行使価額が下落した場合、新株予約権の行使により発行される株式数は増加する。なお、行使価額の下落によって、新株予約権の行使による資金調達額が減少するものではない。

本プランにおいて、行使価額とは、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格の85%、又は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格の85%のいずれか少ない額に相当する価格をいう。

本プランに基づき発行される普通株式数は、最大で63,700,000株である。

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる本プランへの参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

3,957,680株(見込数)

(発行数は、本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本書の提出日現在、拠出額及び購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)に係る行使価額は定まっていない。したがって、全プラン参加者が1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)における拠出金の最大見込額は、214,625,000米ドル(23,016,385,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「NASDAQ」という。)における1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本外国会社届出書においては、便宜上、2018年3月6日の終値63.80米ドル(6,841円)の85%の値(54.23米ドル(5,815円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

(口) 発行価格

0米ドル(0円)

(八) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- 1. 種類 当社普通株式(額面0.001米ドル)
 - (注)本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式、自己株式、又は公開市場において取得した株式を使用する予定である。
 - (注)株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

2. 内容 該当事項なし

3. 新株予約権の目的となる株式数 3,957,680株(見込数)

(注)株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

(注)本書の提出日現在、拠出額及び購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)に係る行使価額は定まっていない。したがって、全プラン参加者が1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)における拠出金の最大見込額は、214,625,000米ドル(23,016,385,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「NASDAQ」という。)における1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本外国会社届出書においては、便宜上、2018年3月6日の終値63.80米ドル(6,841円)の85%の値(54.23米ドル(5,815円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり54.23米ドル(5,815円)(見込額)

新株予約権の行使の払込金額の総額 214,625,000米ドル(23,016,385,000円)

(注)株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)ー購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

(注)本書の提出日現在、拠出額及び購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)に係る行使価額は定まっていない。したがって、全プラン参加者が1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2018年6月1日至2018年11月30日)における拠出金の最大見込額は、214,625,000米ドル(23,016,385,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「NASDAQ」という。)における1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本外国会社届出書においては、便宜上、2018年3月6日の終値63.80米ドル(6,841円)の85%の値(54.23米ドル(5,815円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

(へ) 新株予約権の行使期間

2018年11月30日

(ト) 新株予約権の行使の条件

本プランSection 及び を参照のこと。

- (チ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 0.001米ドル(0.1円)
- (リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランSection .Kを参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社の子会社の従業員で、本プランの規定に基づく参加適格従業員約10,100名に対する付与

(4) 引受人の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集を行う地域

オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、チェコ共和国、 デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、 アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、レバノン、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュー ジーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウ ジアラビア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、 アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国

- (6) 新規発行による手取金の額及び使途
 - ア. 新株予約権の行使により発行される株式の手取金の額 214,625,000米ドル(23,016,385,000円)
 - イ. 新株予約権の行使により発行される株式の手取金の使途

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額214,625,000米ドル(23,016,385,000円)は、設備投資及び業務 運営上の経費支払を含むがそれに限定されない一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2018年6月1日

にある。

- (8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 該当事項なし
- (9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項
 - ア. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由 本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる従業員株式購入制度への 参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進すること
 - イ. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び本プラン管理者の定める所定のオンライン登録フォームに記載されている。

- ウ.提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 該当事項なし。
- エ.提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容 該当事項なし。
- オ.その他投資者の保護を図るため必要な事項 該当事項なし。
- (10) 第三者割当の場合の特記事項 該当事項なし。
- 2.新株予約権(制限付き株式ユニット)について
- (1) 有価証券の種類及び銘柄 新株予約権(制限付き株式ユニット)
- (2) 新株予約権の内容等
 - (イ)発行数

未定

(口)発行価格

0米ドル(0円)

(八)発行価額の総額

0米ドル(0円)

(注)発行価額の総額は、適格従業員に付与されたすべての本制限付き株式ユニットが権利確定し、制限期間の経過により交付される株式がすべて新規に発行される株式であると仮定して、下記の計算式に従って計算された最大見込額である。

「発行価額の総額」=

{0米ドル(プレミアム) + 0米ドル(権利確定価格)}×株式数(未定) = 0米ドル

- (二)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
 - 1.種類 当社普通株式(額面0.001米ドル)
 - (注)当社の定款では、当社が普通株式の他、優先株式を発行することができると定められている。当社取締役会は、定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有するが、本外国会社届出書 提出日において優先株式は発行されていない。

2.内容 該当事項なし

3.新株予約権の目的となる株式数 未定

(注)適格従業員は1ユニットの権利の確定(つまり、制限期間の経過)により、1株を取得する。本制限付き株式 ユニットの権利の確定にあたり交付される株式数は、新規発行株式、自己株式、又は公開市場において取得した 株式により構成される予定である。本プラン管理者は、その単独の裁量によって、各適格従業員に付与する本制 限付き株式ユニットの数を決定するものとする。但し、各適格従業員は、いずれの暦年中においても、株式発行 プログラムにおいて、1,000,000株を超える普通株式を対象とした本制限付き株式ユニットを受け取らないものと する。

(ホ)新株予約権の行使時の払込金額

1株あたり0米ドル(0円)

(注)本制限付き株式ユニットの権利確定時(制限期間の経過時)に適格従業員が支払うべき金額はない。

(へ)新株予約権の行使期間

本制限付き株式ユニットは、2018年6月1日から2022年6月1日までに確定する。

(注)適格従業員は、本制限付き株式ユニットに適用される権利確定基準を満たしたとき、当社の普通株式の交付を受けることができる。具体的には、適格従業員が各付与日において当社又は当社の子会社の従業員として雇用され続けていることを条件として、4年間に均等に分割して、本制限付き株式ユニットの付与日から1年後、2年後、3年後、4年後の日(2019年6月1日、2020年6月1日、2021年6月1日、2022年6月1日)に各25%ずつの割合で権利が確定し、確定した本制限付き株式ユニットに対応する当社の普通株式が交付される。本制限付き株式ユニットの最後の制限期間は2018年6月1日の4年後の応答日(2022年6月1日)に終了する。

前記にかかわらず、本制限付き株式ユニットの付与後、本プラン管理者は、その単独の裁量で、本制限付き株式ユニットに係る権利確定の規定を削減又は放棄することができる。

本制限付き株式ユニットの支払は、個々の適格従業員との間で締結される株式発行契約に定める日付以降可能な限り速やかに、又は株式発行契約にその他定めるとおり、又は適用法によって求められるとおり、行われるものとする。本プラン管理者は、その単独の裁量により、本制限付き株式ユニットを、現金、普通株式又はその他の組み合わせによって支払うことができる。

但し、本プランの株式発行プログラムに基づく本制限付き株式ユニットは、制限期間中の雇用関係の終了の場合においては、自動的に終了するものとし、終了後における普通株式の発行は行なわれないものとする。但し、本プラン管理者は、権利確定基準を充足していない、一又は複数の発行済みの本制限付き株式ユニットについて、発行済み本制限株式ユニットに基づく普通株式を発行する裁量権を有するものとする。株式発行契約に定める日において、権利確定していない全ての制限付き株式は当社により没収されるものとする。

企業間取引が発生した場合、株式発行プログラムに基づき発行される本制限付き株式ユニットは、直ちに全ての権利が確定するものとする(全ての権利確定基準が、目標水準を達成しているとみなされる)。但し、() 本制限付き株式ユニットが、当該企業間取引との関連で、承継法人(又はその親会社)にその義務を引き受けられ、若しくは、同等の権利に代替されることになっているか、又は、() かかる権利確定の繰上げが、株式発行契約において課される他の制限によって妨げられる場合は、この限りではない。

本プラン管理者は、いつでも、当該本制限付き株式ユニットの全部又は一部が自動的に終了することを定める裁量権を有するものとし、かかる本制限付き株式ユニットの対象である普通株式は、企業間取引若しくは支配変更又は 当該取引に関係する事由が発生した時点で直ちに権利が確定するものとする。

(ト)新株予約権の行使の条件

本制限付き株式ユニットは、2018年6月1日から2022年6月1日までに確定する。

適格従業員は、本制限付き株式ユニットに適用される権利確定基準を満たしたとき、当社の普通株式の交付を受けることができる。具体的には、適格従業員が各付与日において当社又は当社の子会社の従業員として雇用され続けていることを条件として、4年間に均等に分割して、本制限付き株式ユニットの付与日から1年後、2年後、3年後、4年後の日(2019年6月1日、2020年6月1日、2021年6月1日、2022年6月1日)に各25%ずつの割合で権利が確定し、確定した本制限付き株式ユニットに対応する当社の普通株式が交付される。本制限付き株式ユニットの最後の制限期間は2018年6月1日の4年後の応答日(2022年6月1日)に終了する。

前記にかかわらず、本制限付き株式ユニットの付与後、本プラン管理者は、その単独の裁量で、本制限付き株式ユニットに係る権利確定の規定を削減又は放棄することができる。

本制限付き株式ユニットの支払は、個々の適格従業員との間で締結される株式発行契約に定める日付以降可能な限り速やかに、又は株式発行契約にその他定めるとおり、又は適用法によって求められるとおり、行われるものとする。本プラン管理者は、その単独の裁量により、本制限付き株式ユニットを、現金、普通株式又はその他の組み合わせによって支払うことができる。

但し、本プランの株式発行プログラムに基づく本制限付き株式ユニットは、制限期間中の雇用関係の終了の場合においては、自動的に終了するものとし、終了後における普通株式の発行は行なわれないものとする。但し、本プラン管理者は、権利確定基準を充足していない、一又は複数の発行済みの本制限付き株式ユニットについて、発行済み本制限株式ユニットに基づく普通株式を発行する裁量権を有するものとする。株式発行契約に定める日において、権利確定していない全ての制限付き株式は当社により没収されるものとする。

企業間取引が発生した場合、株式発行プログラムに基づき発行される本制限付き株式ユニットは、直ちに全ての権利が確定するものとする(全ての権利確定基準が、目標水準を達成しているとみなされる)。但し、()本制限付き株式ユニットが、当該企業間取引との関連で、承継法人(又はその親会社)にその義務を引き受けられ、若しくは、同等の権利に代替されることになっているか、又は、()かかる権利確定の繰上げが、株式発行契約において課される他の制限によって妨げられる場合は、この限りではない。

本プラン管理者は、いつでも、当該本制限付き株式ユニットの全部又は一部が自動的に終了することを定める裁量権を有するものとし、かかる本制限付き株式ユニットの対象である普通株式は、企業間取引若しくは支配変更又は当該取引に関係する事由が発生した時点で直ちに権利が確定するものとする。

- (チ)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 0.001米ドル(0.1円)
- (リ)新株予約権の譲渡に関する事項

適格従業員は、本制限付き株式ユニットを譲渡することができないものとする。

(3) 発行方法

当社又は当社の子会社の従業員で、本プランの規定に基づく参加適格従業員約10,100名に対する付与

- (4) 引受人の氏名又は名称 該当事項なし
- (5) 募集を行う地域

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ポーランド、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国

- (6) 新規発行による手取金の額及び使途
 - ア.新株予約権の行使により発行される株式の手取金の額 0米ドル(0円)
 - イ.新株予約権の行使により発行される株式の手取金の使途 該当事項なし
- (7) 発行年月日 2018年6月1日
- (8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 該当事項なし
- (9) 第三者割当の場合の特記事項 該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第3.その他の記載事項」に、以下に掲げる「ネットアップ・インク従業員株式購入制度 2017年7月17日付修正」及び「ネットアップ・インク1999年ストック・オプション・プラン2017年9月13日以前の修正及び再表示を含む」の訳文を掲げる。

(和訳)

ネットアップ・インク 従業員株式購入制度 2017年7月17日付修正

I. 本プランの目的

本従業員株式購入制度は、歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる従業員株式購入制度への参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、NetApp, Inc. の利益を増進することを目的としている。

本書の定義語は、添付の附属書において定める意味を有するものとする。

2001年8月に改訂された本プランの一部の規定(以下「2001年度改訂」という。)は、2001年12月3日に開始された募集期間をもって効力を発生し、それより前は効力及び効果を有していなかった。

本書に記載する全ての株式番号は、(i) 1997年12月19日に実施された普通株式の1対2の株式分割、(ii) 1998年12月22日に実施された普通株式の1対2の株式分割、(iii) 1999年12月21日に実施された普通株式の1対2の株式分割、及び、(iv) 2000年3月23日に実施された普通株式の1対2の株式分割を反映している。

II. 本プランの管理

本プラン管理者は、本プランに基づく別々の募集を指定することを含め、歳入法第423条の要件を遵守するために自身が必要と考えるとおりに、本プランの規定を解釈し、本プランの管理に係る規則及び規程を採択する包括的な権限を有するものとする。本プラン管理者は、上記の一般原則に制限を与えることなく、参加資格、いずれの報酬が本給与の資格を充足するかについての決定、参加者が本プランに基づき付与された購入権を行使するための資金調達に関して行うことを当社が許容する給与天引きその他の追加の支払の取扱、本プランに対する拠出(給与天引き以外の形式を含むがこれに限られない)、拠出額を保有する銀行又は信託口座の設定、利息の支払、現地通貨の換算、給与税の支払義務、受益者指定要件の決定、源泉徴収手続及び適用される地域の要件によって異なる株券の取扱について、規則及び手続を採用する権限を明示的に与えられている。さらに、本プラン管理者は、株主の承諾なしにかつ第X.A条を制限することなしに、募集期間を変更し、別の募集を指定し、募集期間中における天引き額の変更の頻度及び/又は回数に上限を設け、米ドル以外の通貨で天引きされた額に適用される換算率を設定し、適切に記入された天引きの選択の処理における当社の遅延又は誤りを調整するために、参加者が指定する額を上回る額の給与天引きを許可し、各参加者に係る普通株式の購入に充当される額が拠出額に適切に対応していることを確認するために合理的な待機及び調整期間及び/又は会計・入金手続を設定し、本プラン管理者が独自の裁量で望ましいと決定する、本プランに即した、その他の制限若しくは手続を設定する権利を有するものとする。

本プラン管理者の決定は、本プランに対し利害を有する全ての当事者に対し最終的であり、拘束力を有する ものとする。

Ⅲ. 本プランの対象となる株式

本プランの下で購入可能な株式は、発行可能であるが未発行である又は再取得された普通株式とし、公 開市場で購入される普通株式を含む。本プランの期間中に発行可能な普通株式の最大株式数は、 63,700,000株以下とし、以下を含む。(i) 1998年8月11日に取締役会が授権し、1998年10月8日に株主が承 認した 1,600,000株の増加、(ii) 1999年8月17日に取締役会が授権し、1999年10月26日に株主が承認した 1,000,000株の増加、(iii) 2001年8月9日に取締役会が授権し、2001年10月18日開催の2001年度年次総会で 株主が承認した3,000,000株の増加、(iv) 2002年7月2日に取締役会が授権し、2002年8月29日開催の2002 年度年次総会で株主が承認した2,400,000株の増加、(v) 2003年6月12日に取締役会が授権し、2003年9月2 日開催の2003年度年次総会で株主が承認した1,000,000株の増加、(vi) 2004年7月7日に取締役会が授権 し、2004年9月2日開催の2004年度年次総会で株主が承認した1,300,000株の増加、(vii) 2005年7月1日に取 締役会が授権し、2005年8月31日開催の2005年度年次総会で株主が承認した1,500,000株の増加、(viii) 2006年7月10日に取締役会が授権し、2006年8月31日開催の2006年度年次総会で株主が承認した1,600,000 株の増加、(ix)2007年7月13日に取締役会が授権し、2007年9月19日開催の2007年度年次総会で株主が承 認した1,600,000株の増加、(x)2008年7月11日に取締役会が授権し、2008年9月2日開催の2008年度年次総 会で株主が承認した2,900,000株の増加、(xi) 2009年8月17日に取締役会が授権し、2009年10月14日開催の 2009年度年次総会で株主が承認した6,700,000株の増加、(xii) 2010年7月13日に取締役会が授権し、2010 年8月31日開催の2010年度年次総会で株主が承認した5,000,0000株の増加、(xiii) 2011年7月14日に取締役 会が授権し、2011年8月31日開催の2011年度年次総会で株主が承認した3,500,0000株の増加、(xiv) 2012 年7月18日に取締役会が授権し、2012年8月31日開催の2012年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の 増加、(xv) 2013年7月31日に取締役会報酬委員会が(取締役会より委任された権限に基づき)授権し、 2013年9月13日開催の2013年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xvi) 2014年7月23日に取締 役会が授権し、2014年9月5日開催の2014年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xvii) 2015 年7月24日に取締役会報酬委員会が(取締役会より委任された権限に基づき)授権し、2015年9月11日開 催の2015年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xviii) 2016年7月30日に取締役会が取締役会

報酬委員会の提案にしたがい承認し、2016年9月15日開催の2016年度年次総会で株主が承認した2,500,000株の増加、及び、(xix) 2017年7月17日に取締役会が承認した2,500,000株の増加。

B. 株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は 種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更を理由として、 普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i) 本プ ランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)一購入日において参加者1名につき購入可能な 有価証券の最大数及び種類、(iii) 本プランに基づきいずれかの一購入日において全参加者が購入可能 な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv) 各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び 種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

IV. 募集期間

- A. 本プランに基づく普通株式購入の募集は、一連の重複する募集期間において行われ、(i) 本プランに基づき発行可能な普通株式の最大株式数が購入された時、又は、(ii) 本プランがそれより前に終了された時、まで継続する。
- B. 各々の募集期間は、当該募集期間の開始日前に本プラン管理者が決定する(24ヶ月を超えない)期間とする。募集期間は、本プランの存続期間中の各年の6月と12月の第1営業日に、半年ごとに開始する。したがって、2001年改訂が存在する各暦年においては、2つの別々の募集期間が開始されるものとする。但し、2001年改訂に基づく当初募集期間は、2001年12月第1営業日に開始され、2003年11月の最終営業日に終了するものとする。

注: 2001年12月3日までは、本プランに基づく普通株式の募集は、一連の連続する募集期間によって行われており、それぞれの最長期間は24ヶ月であった。かかる最後の募集期間は、1999年12月第1営業日に開始され、2001年11月30日に終了した。

- C. 各々の募集期間は、一又は複数の連続する一連の購入期間によって構成される。購入期間は、各年 6月第1営業日から同年11月最終営業日までの期間と、各年12月第1営業日から翌年5月第1営業日まで の期間とする。
- D. 2001年12月3日以降に開始された募集期間において、いずれかの購入日における普通株式の1株あたり公正市場価額が、当該募集期間開始日の普通株式1株あたり公正市場価額を下回る場合、当該募集期間に参加する者は、自らに代わり当該購入日に普通株式が購入された後直ちに、当該募集期間から移行し、当該購入日の後に開始される翌募集期間に自動的に登録されるものとする。

Ⅴ. 参加資格

- A. 本プラン上の募集期間の開始日において適格従業員である者は、当該開始日に(第V.B条の規定に服することとして)当該募集期間に参加することができる。但し、本プラン管理者はその裁量によって随時、将来の募集期間における全ての購入権に係る募集期間の開始日より前に、将来の募集期間の参加に関して、参加者の雇用日から2年を超えない待機期間を(統一的にかつ裁量によらずに)設定することができる。なお、適格従業員は、同時にひとつの募集期間のみに参加することができる。米国以外の地域の国民又は居住者である従業員は、当該従業員の参加が適用される地域の法によって禁止される場合、又は、適用される地域の法の遵守が、本プラン若しくは本募集の歳入法第423条への違反を招くと思われる場合、本プラン又は本募集に参加することができない場合がある。
- B. 第IV.D条に別段の規定がある場合を除き、適格従業員は、本プランの特定の募集期間に参加する ために、本プラン管理者が統一的かつ裁量によらずに定めるオンライン登録手続を完了するか、又 は、本プラン管理者が定める形式の登録フォーム(株式購入契約及び給与天引き承諾フォームを含む)に記入し、該当する募集期間開始日又は本プラン管理者が統一的かつ裁量によらずに当該募集

期間以前に設定する日の7営業日前までに、本プラン管理者(又はその被指定者)に提出しなければならない。

VI. 給与天引き

- A. 普通株式を募集期間中に取得することを目的として参加者が同意する給与天引きは、当該募集期間中の各購入期間中に当該参加者に支給される本給与の1%の倍数であるものとし、最大10%とする。参加者が前文により承諾する給与天引きの比率は、当該比率が以下のガイドラインに従って変更される場合を除き、募集期間中引き続き有効であるものとする。
 - (i) 参加者は、募集期間中いつでも、給与天引きの比率を引き下げ、本プラン管理者に適切なフォームを提出した後可能な限り速やかに実施することができる。但し、参加者は、一購入期間につき2回以上の引き下げを実施することはできない。
 - (ii) 参加者は、募集期間中において新しい購入期間が始まる前に、本プラン管理者に適切なフォームを提出することにより、給与天引きの割合を引き上げることができる。変更後の比率(最大10%を超えないものとする)は、当該フォーム提出後の最初の購入期間の開始日に効力を発生するものとする。
- B. 参加者を代理して行われる給与天引きは、参加者が登録した募集期間開始日の後の最初の給与支払日に開始され、(参加者によってそれより前に終了されないかぎり)当該募集期間の最終日とともに終了する又はその直前の給与支払日まで継続する。前記の方法によって徴収された金額は、本プランに基づく参加者の帳簿に貸記されるものとするが、利息は、当社が決定するとおり、適用法によって要求される場合を除き、当該口座の随時の残高については支払われないものとするが、要求される場合は、米財務省規則セクション1.423-2(f)で別途許可される場合を除き、当該募集の全ての参加者に適用される。参加者から徴収した額は、分別勘定又は信託資金に保有しないものとし、当社の一般資産と混蔵して一般的な法人目的のために使用することができるが、但し、適用される地域の法によって、参加者から徴収した額を当社の一般的な法人資金から分離する又は米国以外の地域の参加者に関して独立の第三者に預託することが要求される募集においては、この限りではない。
- C. 給与天引きは、参加者が募集期間から脱退したとき、又は、当該参加者の購入権が本プランの規定に基づき終了したとき、自動的に終了するものとする。
- D. 参加者が本プラン上のいずれかの購入日に普通株式を取得しても、同一の又は異なる募集期間内の爾後の 購入日において、当該参加者による普通株式の取得が制限され、又は、要求されることはないものとす る。
- E. 本プラン管理者は、当該募集期間中に参加者が同意した給与天引きが、基本給又は本給与の比率として計算されるかどうかを決定する裁量権を有するものとし、かかる権限は、本プランに基づく募集期間開始日の前に行使可能である。

VII. 購入権

A. A. **購入権の付与** 参加者は、自らが登録した各々の募集期間に関して別々の購入権を付与されるものとする。購入権は、当該募集期間の開始日に付与されるものとし、当該募集期間中に、以下に定める条件により、一連の連続した分割払いで普通株式を購入する権利を参加者に与えるものとする。参加者は、本プラン管理者が望ましいと考える(本プランと矛盾しない)条件及び他の規定を具体化した株式購入契約を締結するものとする。本プランの目的上、本プラン管理者は、適格従業員が参加する、本プラン上の別々の募集(その条件は同一であることを要しない)を、かかる各々の募集の適用される募集期間の日付が同一であったとしても、指定することができる。

適格従業員が、購入権を付与された直後に、当社又は当社関係会社の全ての種類株式の総議決権若しくは総額の5%以上を有する株式の発行済オプションその他の権利を所有(歳入法第424条(d)で意義する範囲で)又は保有することとなる場合、いかなる場合も、当該適格従業員に対し、本プランに基づく購入権は付与されない。

- B. **購入権の行使** 各々の購入権は、募集期間中の連続する各購入日に分割払いで自動的に行使される ものとし、普通株式はそれに応じて当該各購入日に各参加者に代わって購入されるものとする。 かかる購入は、当該購入日に終了する購入期間に係る参加者の給与天引き額を、当該参加者につい て当該購入日に有効な購入価格での普通株式の単位株の購入に充当することによって実施される。
- C. **購入価格** 参加者が登録した特定の募集期間中に当該参加者に代わり普通株式を購入する際の一株 あたり購入価格は、(i)募集期間開始日における普通株式の公正市場価額、又は、(ii) 当該購入日に おける普通株式の一株あたり公正市場価額のうち、低い方の85%に等しいものとする。
- D. **購入可能株式数** 参加者が登録した特定の募集期間中の各購入日に参加者が購入可能な普通株式 の株式数は、当該購入日に終了する購入期間中の給与天引きによって参加者から徴収した額を、当 該参加者に関して当該購入日につき有効な購入価格で除して得られる整数の株式数とする。 但 し、いずれかの一購入日において参加者一人につき購入可能な普通株式の最大数は、1,500株を超 えないものとし、当社の資本構成に変更があった場合、定期的調整に服するものとする。但し、本 プラン管理者は、購入期間中の各購入日について、当該特定の募集期間に登録する参加者一人につ き購入可能な株式数及び全参加者が購入可能な株式総数の上限を引き上げ、引き下げ又は実施する 裁量的権限を有するものとし、かかる権限は、本プランに基づく募集期間の開始前に行使することができる。
- E. **給与天引余剰金** 普通株式の単位株を購入するのに十分でないため、いずれかの購入日に普通株式の購入に適用されない給与天引き額は、各購入日後すみやかに、参加者に返金されるものとする。
- F. **給与天引きの停止** 参加者が、第VIII条に定める制限が生じたことを理由に、自身が登録した募集期間中の一又は複数の購入日において追加の普通株式を購入することができない場合、当該参加者について、当該購入日に関してそれ以上の給与天引きは行われないものとする。当該給与天引きの停止は、参加者が登録する募集期間中の当該参加者の購入権を停止するものではなく、当該参加者が第VIII条に定める累積制限を遵守したうえで再度当該募集期間中に株式を購入することができるようになった際に、給与天引きは、当該参加者に代わって自動的に再開されるものとする。
- G. **募集期間からの脱退** 以下の規定は、参加者の本プラン上の募集期間からの脱退に適用される。

(i) A 参加者は、募集期間中いつでも又は次回の定期購入日の7営業日前までに(こうした時期に関する制限が、適用される法域の法に基づき禁止されていないかぎり)、本プラン管理者が定める統一的かつ裁量によらない基準に基づくオンライン脱退プロセスを完了することによって、又は、本プラン管理者(又はその被指定者)に適切なフォームを提出することによって、登録する募集期間から脱退することができ、当該募集期間に関しては、当該参加者についてそれ以上の給与天引きは行われないものとする。但し、本プラン管理者はその裁量によって随時、将来の募集期間に係る全ての購入権について、募集期間の開始日より前に、本プランからの有効な脱退に関して別の日を(統一的かつ裁量によらない基準で)設定することができる。かかる脱退が適時に行われた購入期間中に徴収された給与天引きの額は、可能なかぎりすみやかに返金されるものとし、次回の購入日に当該参加者の代わりに株式の購入は行われないものとし、かかる脱退が適時に行われなかった場合、適用される地域の法に服することとして、購入期間中に徴収された給与天引き額は、次回購入日に、当該参加者に代わって株式を購入するために使用される。

- (ii) 参加者の募集期間からの脱退は、取消不能であるものとし、参加者は以後、当該募集期間に再度参加することはできない。その後の募集期間について参加を再開するには、当該募集期間の開始日又は当該募集期間について本プラン管理者が第V条に従い決定する日の7営業日前までに(本プラン管理者が定める方法でオンラインの脱退プロセスを完了することによって、又は、所定の登録フォームを期限までに提出することによって)本プランに再登録しなければならない。
- H. **適格従業員の地位の終了** 参加者の購入権が有効である期間中に、当該参加者が理由(死亡、障 害又は地位の変更を含む)の如何を問わず適格従業員ではなくなった場合、当該購入権は直ちに解 除されるものとし、購入権が解除された購入期間に係る参加者の全ての給与天引き額は、直ちに返 金されるものとする。参加者の購入権は、終了期間(例、ガーデンリーブ等)通知の間は、参加者 が当社に実際に役務を提供しているかどうかにかかわらず、当該通知に記載された参加者の雇用終 了の効力発生日まで、終了しないものとする。但し、参加者が、承認された無給の休暇を理由に役 務を提供しなくなる場合、当該購入期間に関してその日までに参加者の代わりに行われた全ての給 与天引きから脱退する権利を有するものとし、この権利は、当該休暇が開始する購入期間の7営業 日前までに(かかる時間的制限が適用される地域の法に基づき禁止されないかぎり)行使すること ができる。但し、当該休暇中はいかなる場合も、当該参加者の代わってそれ以上の給与天引きは行 われないものとするが、当該参加者が休暇に入る前に提供した役務について当該休暇中に支払われ た額については、当該参加者の代わりに給与天引きが行われる場合がある。参加者が、(i) 当該休 暇の開始後3ヶ月以内に、又は、(ii) 当該参加者が当社によって再雇用される権利が制定法又は契 約によって保証される、それより長い期間が満了する前に、役務に復帰したとき、本プランに基づ く当該参加者の給与天引きは、参加者が復帰前に本プランから脱退しないかぎり、当該休暇の開始 時において有効な比率で自動的に再開される。適用される期間より長い休暇の後に雇用に復帰する 者は、本プランへの爾後の参加に関しては新従業員として取り扱われるものとし、該当する募集期 間の開始日又は参加者が登録を希望する募集期間について本プラン管理者が第V条に従い決定する 日の7営業日前までに(本プラン管理者が定める方法でオンライン登録プロセスを完了することに よって、又は、所定の登録フォームを期限までに提出することによって)本プランに再登録しなけ ればならない。
- I. **支配変更** 未行使の購入権はそれぞれ、支配変更の効力発生日の直前に、自動的に行使されるものとし、当該支配変更が発生する購入期間の各参加者の給与天引き額は、(i)支配変更の時点で参加者が登録する募集期間の開始日における普通株式一株あたり公正市場価額、又は、(ii) 当該支配変更の効力発生日直前の普通株式の一株あたり公正市場価額のうち、低い方の85%に等しい一株あたり購入価格による、普通株式の単位株の購入に充当される。但し、参加者1名につき購入可能な普通株式数に適用される上限は引き続き、当該購入にも適用されるが、いずれかの一購入日に全参加者が購入可能な普通株式の総株式数に対する上限は適用されないものとする。

当社は、支配変更が発生する10営業日前までに書面で通知するよう最善の努力を行うものとし、参加者は、当該 通知の受領後、当該支配変更の効力発生日までに未行使の購入権を終了する権利を有するものとする。

- J. **購入権の比例配分** いずれかの特定日に発行済の購入権に従って購入されることとなっている普通株式の総数が、(i) かかる日に全参加者によって購入可能な株式数の最大限度、又は、(ii) その時点で本プランに基づき発行可能な株式数、のいずれかを上回る場合、本プラン管理者は、利用可能な株式を、統一的かつ裁量によらない基準で比例配分するものとし、各参加者の給与天引き額は、各人に比例配分された普通株式に関して支払うべき購入価格総額を超える場合その範囲で返還されるものとする。
- K. **譲渡性** 購入権は、参加者のみが行使することができ、参加者はこれを譲渡又は移転することはできないものとする。

L. **株主の権利** 参加者は、自身の未行使の購入権の対象となる株式について、本プランの規定に従い自身の代わりに株式が購入され、自身が当該購入株式の登録保有者となるまで、株主権を有しないものとする。

VIII. 累積的制限

- A. 参加者は、本プランに基づき発行された購入権に従い普通株式を取得する権利を、(i) 本プランに基づき付与されるその他の権利によって生じる普通株式の購入権、及び(ii) 当社又は当社関係会社のその他の(歳入法第 423条で意義する範囲の)従業員株式購入制度に基づき発生する類似の権利と合算した場合において、当該権利が発行済である各暦年について、当該参加者が、当社又は当社関係会社の25,000米ドル相当額(当該権利が付与される日の一株あたり公正市場価額に基づき決定される)を超える株式を購入することが可能となる場合、当該権利を発生させることはできないものとする。
- B. 本プランに基づき付与される購入権に、かかる累積的制限を適用するため、以下の規定が効力を有するものとする。
 - (i) 各々の未行使の購入権に基づき普通株式を取得する権利は、当該権利が引き続き未行使である募集 期間中の連続する各購入日に分割して発生する。
 - (ii) 未行使の購入権に基づき普通株式を取得する権利は、当該権利がいずれかの時点において未行使である各暦年につき25,000米ドル相当の普通株式(付与日の一株あたり公正市場価額に基づいて決定される)に等しい割合(rate)で、一又は複数の他の購入権に基づき普通株式を取得する権利を、参加者が同一暦年中に既に発生させている場合、発生しない。
- C. 上記の累積制限を理由に、参加者の購入権が、特定の購入期間において発生しない場合、参加者が当該購入権に関して当該購入期間中に行った給与天引きは、すみやかに返還されるものとする。
- D. 本条の規定と、本プラン又は本プランに基づき発行される文書の一若しくは複数の規定との間に齟齬がある場合、本条の規定が優先する。

IX. 本プランの発効日及び期間

- A. 本プランは、1995年9月26日に取締役会が採択し、その後株主によって承認され、効力発生時に有効となった。
- B. 本プランは、1998年8月11日、本プラン上発行可能な普通株式数の最大数を1,600,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「1998年度修正」という。)。1998年度修正は、1998年度年次総会で株主によって承認された。
- C. 1999年8月17日、取締役会は本プランを修正し、(i) 本プラン上発行可能な普通株式の最大数を1,000,000株増加し、(ii) 本プランの一定の管理上の規定を修正した(以下、「1999年度修正」という。)。1999年度修正は、1999年10月26日、株主によって承認された。
- D. 2001年度改訂は、2001年8月9日、取締役会によって採択され、本プランについて以下の変更を実施した。すなわち、(i) 本プラン上発行可能な最大株式数を3,000,000株増加し、(ii)各年において半年ごとに開始される一連の重複する24ヶ月間の募集期間を実施し、(iii) 当該各募集期間について半年ごとの購入日を設定し、(iv) 2001年11月30日より後のいずれかの一購入日において参加者一人あたり購入可能な普通株式の最大株式数を12,000株から1,500株に引き下げ、(v) 2001年11月30日より後のいずれかの一購入日において全参加者が購入可能な普通株式の総数を1,000,000株とし、(vi) 本プランの最大期間を、2011年5月最終営業日まで延期し、かつ、(vii) 本プランの管理を容易にするため、本プラン文書の一部の規定を修正した。2001年度改訂によって承認された3,000,000株の増加に基づいた、本プランに基づく購入権の行使及

び普通株式の発行は、2001年年次株主総会において2001年度改訂が株主によって承認されるまで、行われなかった。

- E. 本プランは、2002年7月2日、本プラン上発行可能な株式数を2,400,000株増加するため、取締役会によって 修正された(以下、「2002年度改訂」という。)。2002年度改訂は、2002年8月29日、株主によって承認 された。
- F. 本プランは、2003年6月12日、本プラン上発行可能な株式数を1,000,000株増加するため、取締役会によって修正された(以下、「2003年度改訂」という。)。2003年度改訂は、2003年度年次総会で株主によって承認された。
- G. 本プランは、2004年7月7日、本プラン上発行可能な株式数を1,300,000株増加するために取締役会によって 修正された(以下、「2004年度改訂」という。)2004年度改訂は、2004年度年次総会で株主によって承認された。
- H. 本プランは、2005年7月1日、本プラン上発行可能な株式数を1,500,000株増加するために取締役会によって 修正された(以下、「2005年度改訂」という。)。2005年度改訂は、2005年度年次総会で株主により承認された。
- I. 本プラン は、2006年7月10日、本プラン上発行可能な株式数を1,600,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2006年度改訂」という。)。2006年度改訂は、2006年度年次総会で株主により承認された。
- J. 本プランは、2007年7月13日、本プラン上発行可能な株式数を1,600,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2007年度改訂」という。)。2007年度改訂は、2007年度年次総会で株主によって承認された。本プランは、2007年11月28日、いずれかの一購入日において全参加者が購入可能な普通株式の総数を1,500,000株に制限するため、取締役会報酬委員会によって修正された。
- K. 本プランは、2008年5月23日、全参加者がいずれかの一購入日に購入可能な普通株式の総数に対する制限 を撤廃するため、取締役会報酬委員会によって修正された。
- L. 本プランは、2008年7月11日、本プラン上発行可能な株式数を2,900,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2008年度改訂」という。)。2008年度改訂は、2008年度年次総会で株主により承認された。
- M. 本プランは、2009年8月17日、本プランに基づく発行可能株式数を6,700,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2009年度改訂」という。)。2009年度改訂は、2009年度年次総会で株主により承認された。
- N. 本プランは、2010年7月13日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加し、参加資格要件を改定し、本プランの定期の満了日を撤廃するため、取締役会によって修正された(以下、「2010年度改訂」という。)。2010年度改訂は、2010年度年次総会で株主により承認された。
- O. 本プランは、2011年7月14日、本プランに基づく発行可能株式数を3,500,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2011年度改訂」という。)。2011年度改訂は、2011年度年次総会で株主により承認された。
- P. 本プランは、2012年7月18日、 本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2012年度改訂」という。)。2012年度改訂は、2012年度年次総会で株主により承認された。

- Q. 本プランは、2013年4月16日、本プランへの登録及び脱退の時期並びに本プランへの参加の停止に係る管理上の変更を行うため、取締役会報酬委員会によって修正された。
- R. 本プランは、2013年7月31日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するため、取締役会報酬委員会によって(取締役会より委任された権限にしたがい)修正された(以下、「2013年度改訂」という。)。2013年度改訂は、2013年度年次総会で株主により承認された。
- S. 本プランは、2014年6月26日、各購入日に単位株を購入するために使用しなかった拠出を、次回購入日に 株式を購入する目的で保持するかわりに参加者に返還するため、取締役会報酬委員会によって修正され た。本プランは、2014年7月23日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するため、取締役 会によって修正された(以下、「2014年度改訂」という。)。2014年度改訂は、2014年度年次総会で株 主により承認された。
- T. 本プランは、2015年7月17日、購入権に関する終了規定を明確にするため、取締役会によって修正された。本プランは、2015年7月24日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するために取締役会報酬委員会によって(取締役会より委任された権限に基づき)修正された(以下、「2015年度改訂」という。)2015年度改訂は、2015年度年次総会で株主により承認された。
- U. 本プランは、2016年7月30日、 本プランに基づく発行可能株式数を2,500,000株増加するため、取締役会報酬委員会の提案にしたがい、取締役会によって修正された(以下、「2016年度改訂」という。)。2016年度改訂は、2016年度年次総会で株主により承認された。
- V. 本プラン は、2017年7月17日、本プランに基づく発行可能株式数を2,500,000株増加するため、取締役会によって修正された(以下、「2017年度改訂」という。)。2017年度改訂は、2017年度年次総会で株主により承認された。
- W. 当社は、1933年法の全ての適用ある要件(本プランに基づき発行可能な追加の普通株式を証券取引委員会に提出するフォームS-8登録届出書によって登録することを含む)、当該株式に関して適用されるナスダック市場の全ての上場要件、及び、法令によって制定されたその他の全ての適用ある要件を遵守するものとする。
- X. 本プランは、取締役会によって早期に終了されないかぎり、(i) 本プランに基づき発行可能な全ての株式が、本プランに基づき行使される購入権にしたがい売却されているはずの日、又は、(ii) 支配変更に関して全ての購入権が行使される日のうち、いずれかが先に到来した時点で終了するものとする。かかる終了後、本プランに基づく追加の購入権は付与又は行使されないものとし、追加の給与天引きの徴収は行われないものとする。

X. 本プランの修正

A. 取締役会はいつでも、本プランを変更、修正、停止、終了又は中止して、いずれかの購入期間終了後直ちに効力を発生させることができる。当社は、歳入法第423条(又は後継規則若しくは規定又はその他の適用される法令若しくは証券取引所規則)の規定を遵守するために必要な場合、株主の承認を要求される方法及び範囲で取得するものとする。但し、財務報告目的上、効力発生時に本プランに適用された財務会計規則がその後改正され、当該修正若しくは終了を行わない場合には報酬費用を認識しなければならなくなった場合、本プランは、本プランに基づく購入のために提供される普通株式に関して報酬費用を認識しないことを確保するために必要な範囲で、取締役会の行為に基づき直ちに修正又は終了することができる。

XI. 総則

- A. 本プランの管理に際して発生する全ての費用及び経費は、当社が支払うものとする。但し、各プラン参加者は、本プランに基づき購入した株式の売却その他の処分において自身に発生する全てのコスト及び経費を負担するものとする。
- B. 本プランのいずれの規定も、当社又は当社関係会社における雇用を特定の期間継続する、又は、当社(又はかかる者を雇用する当社関係会社)若しくは参加者が、理由にかかわらず、正当な事由の有無にかかわらず、いつでも当該参加者の雇用を終了する権利(かかる権利はここに明示的に各人によって留保される)を妨げ若しくはその他の方法で制限する権利を、参加者に付与するものではない。
- C. 本プランの規定は、カリフォルニア州の抵触法の原則に依拠せずに、同州の法に準拠するものとする。

別表 A 従業員株式購入制度に参加する法人 2010年7月13日現在

本プラン管理者(又はその委託先)が別段の決定をしないかぎり、当社及び当社関係会社(中華人民共和国に所在する当社関係会社を除く)が、本プランの参加法人に指定されている。

附属書

以下の定義が、本プランにおいて効力を有するものとする。

- A. 基本給は、参加者が本プランに基づく一又は複数の募集期間に参加する間、一又は複数の参加会社が当該参加者に支払う定例の基本給を意味する。当該基本給は、(A) 所得又は雇用税の源泉徴収、又は、(B) 当社又は当社関係会社が現在又は爾後設定する、歳入法第 401 (k) 条の給与繰延制度又は歳入法第 125条のカフェテリア給付プログラムに対し、参加者が行う税引前拠出を控除する前に計算されるものとする。なお、以下に記載する報酬は、基本給に含まれないものとする: (i) 全ての残業代、賞与、コミッション(基本給同等物として機能するものを除く)、利益分配及び他のインセンティブ型支払、及び、(ii) 現在又は爾後設定される従業員給付又は福利厚生制度に基づき当社又は当社関係会社が参加者の代わりに行う一切の拠出(歳入法第401(k)条又は歳入法第125条の拠出を除く)。
- B. 取締役会は、当社の取締役会を意味する。
- C. 本給与は、(i) 本プランに基づく一又は複数の募集期間に参加者が参加する間、一又は複数の参加会社が 当該参加者に支払う基本給に、(ii)当該期間中に受け取った全ての残業代、賞与、コミッション、当期の 利益分配及び他のインセンティブ型支払を加えたものを意味する。当該本給与は、(A) 所得又は雇用税の 源泉徴収、又は、(B) 当社又は当社関係会社が現在又は爾後設定する歳入法第 401(k)条の給与繰延制度又 は歳入法第 125条のカフェテリア給付プログラムに対し、参加者が行う税引前拠出を控除する前に計算さ れるものとする。但し、本給与は、現在又は爾後設定される従業員給付又は福利厚生制度に基づき当社 又は当社関係会社が参加者の代わりに行う一切の拠出(歳入法第401(k)条 又は歳入法第 125条の拠出を除 く)を含まないものとする。
- D. **支配変更**は、以下の取引によって実施される、当社の所有権又は支配の変更を意味するものとする。
 - (i) 合併又は統合で、当社の発行済み有価証券の総議決権の過半数を有する有価証券が、当該取引の直前において当該有価証券を保有する者と異なる者に移転する取引
 - (ii) 当社の完全な清算又は解散における、当社資産の全部又は実質上全部の売却、譲渡その他の処分; 又は
 - (iii) 当社又は当社を直接若しくは間接に支配する、その支配を受ける、当社と共通の支配下にある者以外の)人又は集団が、当社の株主を直接の相手方として行う入札又は交換の申し入れにしたがい、当社の発行済み有価証券の総議決権の過半数を有する有価証券の(1934年法ルール13d-3で意義する範囲の)受益的所有権を直接又は間接に取得すること
- E. 歳入法は、1986年内国歳入法(爾後の改正を含む)を意味する。
- F. 普通株式は、当社の普通株式を意味する。
- G. **当社関係会社**は、現時点で存在するか爾後設立されるかにかかわらず、(歳入法第424条に従って決定される)当社の親会社又は子会社を意味する。
- H. **当社**は、適切な決議によって本プランを採択する、デラウェア州法人NetApp, Inc. 及びNetApp, Inc. の資産 又は議決権株式の全部又は実質的全部を承継する法人を意味する。
- I. **効力発生時**は、当社普通株式の新規公開に係る引受契約が締結され、最終価格が設定された時期を意味する。前記の効力発生時より後に参加法人となった当社関係会社は、その従業員 参加者に関してそれより後の効力発生時を指定するものとする。

- J. **適格従業員**は、歳入法第3401条(a)に基づく賃金として考慮される給与を対価として一暦年につき5ヶ月超にわたり週あたり20時間を超えて、又は、(適用される現地の法によって要求される場合)本プラン管理者が別の募集のために定めるそれより少ない週あたり労働時間及び/又は一年あたり労働月数にわたり役務を提供するとの見込みに基づき、参加会社によって雇用される者を意味するものとする。
- K. 関連する日付における普通株式一株あたりの**公正市場価額**は、以下の規定に従い決定されるものとする。
 - (i) 当該普通株式がその時点においてナスダック市場で取引されている場合、その公正市場価額は、当該日において、全米証券業協会がナスダック市場又はその後継システムで報告し、ウォールストリートジャーナルで公表する普通株式一株の終値(売値)であるものとする。当該日に普通株式の終値(売値)がない場合、公正市場価額は、当該相場が存在する直前の日の終値(売値)とする
 - (ii) 当該普通株式がその時点において証券取引所に上場している場合、その公正市場価額は、当該日において、本プラン管理者が当該普通株式の主要市場であると決定する証券取引所における、当該取引所の株式相場表示テープに正式に表示され、ウォールストリートジャーナルに公表される普通株式一株の終値(売値)であるものとする。当該日に普通株式の終値(売値)がない場合、公正市場価額は、当該相場が存在する直前の日の終値(売値)とする
- L. 1933年法は、1933年証券法(爾後の改正を含む)を意味するものとする。
- M. **募集**は、募集期間中に行使することができる、本プランに基づく購入権の募集を意味し、セクションVII に詳述されている。本プランの目的上、本プラン管理者は、当該各募集の該当する募集期間の日が同一であったとしても、適格従業員が参加する本プランに基づき別々の募集を指定することができる(その条件は同一であることを要しない)。
- N. 参加者は、本プランに事実上参加する、参加法人の適格従業員を意味する。
- O. **参加法人**は、当社、及び、取締役会によって本プランの利益を適格従業員に供与する権限を与えられる当社の関係会社を意味する。2002年7月2日現在の本プランの参加法人は、添付の別紙Aに掲載されている。
- P. 本プランは、本書に定める、当社の従業員株式購入制度を意味する。
- Q. 本プラン管理者は、本プランを管理するために取締役会が指名する2名以上の取締役から成る委員会を意味する。
- R. **購入日**は、各購入期間の最終営業日を意味する。
- S. **購入期間**は、募集期間内の連続する6ヶ月の各期間を意味し、その末日に各参加者に代わって普通株式の 購入が行われる。
- T. **証券取引所**は、アメリカン証券取引所又はニューヨーク証券取引所のいずれかを意味する。

(和訳)

ネットアップ・インク 1999年ストック・オプション・プラン

2017年9月13日以前の修正及び再表示を含む

第1条

総則

I. 本プランの目的

本 1999年ストック・オプション・プランは、当社の社員が引き続き当社に勤務するインセンティブとして、 当社に対する所有持分を取得し、又は保有する持分を増加する機会を適格な者に提供することにより、デラウェア 法人NetApp, Inc. の利益を増進することを目的とする。

定義語は、添付の附属書において定める意味を有するものとする。

本書の全ての株式数は、(i) 1999年12月20日に実施された普通株式の1対2の株式分割、及び、(iv) 2000年3月22日に実施された普通株式の1対2の株式分割を反映する。

Ⅱ. 本プランの構成

- A. 本プランは、5つの別々のエクイティ・プログラムに分割されるものとする。
 - (i) 裁量オプション付与プログラム:プラン管理者の裁量により、普通株式を購入するオプションを適格な者に付与することを定めている。
 - (ii) 株式評価益権プログラム:プラン管理者の裁量により、報奨の対象となる株式の、行使日と付与日における公正市場価額の評価益を受け取ることを可能とする株式評価益権を、適格な者に付与することを定めている。
 - (iii) 株式発行プログラム:プラン管理者の裁量により、普通株式の発行又は即時の購入を通じて、又は、当社(又は親会社若しくは子会社)に提供した役務に対する賞与として、又は、プラン管理者が適切と考える条件に基づく制限株式ユニットにしたがい、適格な者に、直接普通株式が発行されることを定めている。
 - (iv) パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラム:プラン管理者の裁量により、パフォーマンス株式及びパフォーマンス・ユニットを適格な者に与えることを定めており、プラン管理者が設定した業績目標その他の付与基準が達成された場合に限り、又は、別途報奨が付与される場合に限り、参加者への支払が行われる報奨である。
 - (v) 自動報奨プログラム (以前の名称は自動オプション付与プログラム):非従業員取締役が、随時有効な報酬方針にしたがって自動的に報奨の付与を受けることを定めたもの。
- B. 第1条及び第7条の規定は、本プランに基づく全てのエクイティ・プログラムに適用されるものとし、したがって、本プランに基づく全ての者の持分に適用されるものとする。

Ⅲ. 本プランの管理

- A. 第1次委員会は、セクション16インサイダーに関して、裁量オプション付与、株式評価益権プログラム、株式発行プログラム及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラムを、単独かつ排他的に管理する権限を有するものとする。その他の全ての適格者に関する、裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンス・ユニット各プログラムの管理については、取締役会の裁量により、第1次委員会若しくは第2次委員会に権限を与えるか、又は、取締役会は、かかる全ての者に関して当該プログラムを管理する権限を保持することができる。
- B. 第1次委員会又は第2次委員会の委員は、取締役会が決定する期間にわたりその任期を務めるものとし、 取締役会はいつでも当該委員を解任することができる。また、取締役会はいつでも、二次委員会の機能 を終了し、従前に当該委員会に委任した全ての権能及び権限を、再度引き受けることができる。

- C. 各プラン管理者は、本プランに基づく自らの管理機能の範囲内で、裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行、及びパフォーマンス株式・パフォーマンス・ユニット各プログラムの適切な管理のために適切と考える規則及び規定を策定し、当該プログラムの規定及び当該プログラム上の発行済みオプションに基づき、自ら必要又は望ましいと考える決定を行い、自ら必要又は望ましいと考える規定の解釈を発行する完全な権能及び権限を有するものとする。プラン管理者の本プランに基づく管理機能の範囲で行われる決定は最終的であり、その管轄下にある裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行又はパフォーマンス株式・パフォーマンスユニットの各プログラム、又は、当該プログラムのもとで付与される報奨に対し権利を有する全ての当事者を拘束するものとする。
- D. 第1次委員会又は第2次委員会における取締役の役務は、取締役の役務を構成するものとし、したがって、当該各委員会の取締役は、取締役として、当該委員会における自らの役務について、完全な補償及び償還を受ける権利を有するものとする。第1次委員会又は第2次委員会の委員は、本プラン又は本プランに基づくオプションの付与に関して誠実に行った作為又は不作為について、その責任を負わないものとする。
- E. 自動報奨プログラムの管理は、当該プログラムの規定に従って自動的に実施されるものとし、プラン管理者は、当該プログラムに基づいて行われる報奨の付与に関して裁量的機能を行使しないものとするが、但し、プラン管理者はその裁量により、非従業員取締役に関する報酬方針の規定を変更し、その他改定することができる。

IV. 参加資格

- A. 裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット各プログラムに参加する資格を有する者は、以下のとおりである。
 - (i) 従業員
 - (ii) 非従業員取締役、及び
 - (iii) 当社(又は、親会社若しくは子会社)に役務を提供するコンサルタント及び他の独立顧問
- B. 各プラン管理者は、本プランに基づく管理権限の範囲内で、(本プランの規定に服することとして)以下の事項について決定する完全な権限を有するものとする。(i)裁量オプション付与プログラム及び株式評価益権プログラムに関して、いずれの適格者が裁量オプション付与プログラム及び株式評価益権プログラムに基づく報奨を受け取るか、当該報奨が行われる時期、当該各付与の対象となる株式数、オプションの地位(インセンティブ・オプション又は非法定オプションのいずれにあたるか)、各報奨が行使可能となる時期、当該報奨に適用される権利確定スケジュール(ある場合)、当該報奨が引き続き発行済である最大期間、及び、各報奨を変更又は修正するかどうか(報奨の終了後の行使可能期間を、本プランに別途定めるよりも長く延長する裁量権を含む)、及び、(ii)株式発行プログラム及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラムに基づき付与される報奨に関して、いずれの適格者が報奨を受け取るか、当該報奨が行われる時期、各参加者に発行される報奨の対象となる株式数、当該報奨を受け取るか、当該報奨が行われる時期、各参加者に発行される報奨の対象となる株式となる株式数、当該報奨に適用される権利確定スケジュール(ある場合)、当該報奨の対象となる株式に関して支払われる対価(ある場合)、及び、当該報奨の支払が行われる形式(現金、普通株式又はそれらの組み合わせ)。
- C. 非従業員取締役のみが、自動報奨プログラムに参加する資格を有するものとする。
- D. 裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンス・ユニット 各プログラムに参加する非従業員取締役は、当社の暦年中に、付与日の公正価額(米国の一般に認められた会計原則に従って決定される)で、1,000,000米ドルを超える報奨(現金又は株式で支払われる かを問わない)の付与を受ける場合がある。明確さを期すため付記すると、この制限は、裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット各プログラ

ムに基づき付与される報奨のみに適用され、非従業員取締役が自動報奨プログラムの下で受け取る報 奨の価額には適用されない。

Ⅴ. 本プランの対象となる株式

- 本プランに基づき発行可能な株式は、発行可能であるが未発行であるか又は再取得された普通株式と し、当社が公開市場で購入する普通株式を含む。本プランの期間中に発行可能な普通株式の最大株式 数は、157,180,429株を超えないものとし、以下を含む。 かかる発行可能な準備株式は、以下の各号か ら成る。 (i) 本プランに基づき当初発行が授権された普通株式13,200,000株、(ii) 2000年8月17日に取締 役会が授権し、2000年年次総会で株主が承認した15,000,000株の増加、(iii) 2001年8月9日に取締役会が 授権し、2001年年次総会で株主が承認した13,400,000株の増加、(iv) 2002年7月2日に取締役会が授権 し、2002年年次総会で株主が承認した14,000,000株の増加、(v) 2004年7月7日に取締役会が授権し、 2004年年次総会で株主が承認した10,200,000株の増加、(vi) 2005年7月1日に取締役会が授権し、2005年 年次総会で株主が承認した10,600,000 株の増加、(vii) 2006年7月10日に取締役会が授権し、2006年年次 総会で株主が承認した10,900,000 株の増加、(viii) 2007年7月13日に取締役会が授権し、2007年年次総会 で株主が承認した7,200,000 株の増加、(ix) 2008年7月11日に取締役会が授権し、2008年年次総会で株主 が承認した6,600,000株の増加、(x) 2010年7月13日に取締役会が授権し、2010年年次総会で株主が承認 した7,000,000株の増加、(xi) 2011年7月14日に取締役会が授権し、2011年年次総会で株主が承認した 7,700,000株の増加、(xii) 2012年7月18日に取締役会が授権し、2012年年次総会で株主が承認した 7,350,000株の増加、(xiii) 2013年7月31日に取締役会報酬委員会が(取締役会から委任された権限に基 づき)授権し、2013年年次総会で株主が承認した10,000,000株の増加、(xiv) 2014年7月23日に取締役会 報酬委員会が(取締役会から委任された権限に基づき)授権し、2014年年次総会で株主が承認した 7,500,000 株の増加、(xv) 2015年7月24日に取締役会報酬委員会が(取締役会から委任された権限に基 づき)授権し、2015年年次総会で株主が承認した15,500,000株の増加、(xvi) 2016年7月30日、取締役会 が取締役会報酬委員会の提案に従って授権し、2016年年次総会で株主が承認した4,300,000株の増加 に、(xvii) 当社の最高経営責任者が、取締役会から委任された権限に従い、取締役会報酬委員会議長と 相談のうえ、2017年7月20日に授権した8,500,000株の増加(2017年9月14日の2017年年次総会における 株主の承認を条件とする)を加算したもの。2009年4月21日に開催された株主の特別総会に従い委任状 に記述される、一括ストック・オプション交換プログラムに従い、当該オプション交換プログラムで 引き渡されたオプションの全ての原株式は、本プランに返還され、当該ストック・オプション交換プ ログラムに関して行われた制限株式ユニットの付与は、かかる返還された株式によって行われた。当 該ストック・オプション交換プログラムに係る制限株式ユニットの付与を行った後、本プランの準備 株式は削減され、事実上、引き渡しされたオプションの原株式3.500,000株のみが、本プランに基づく 将来の付与に関して利用可能なものとして保持されることとなり、これによって、本プランの期間中 発行可能な普通株式数は、101,100,000株から89,330,429株に削減された。さらに、当社の1995年ストッ ク・インセンティブ・プラン又は特別非役員向けストック・オプション・プランに基づき発行される 株式は、本プランに基づき発行可能な普通株式の数を削減せず、その他影響を与えないものとする。 普通株式又は株式評価益権を購入するオプション以外の、2013年年次総会より後に付与される、本プ ランに基づき付与される報奨の対象となる株式は、本第1条第V.A.項にしたがい本プランの全期間に おいて発行可能な最大普通株式数に、対象株式1株毎に2株として勘定される。
- B. 本プランの規定に服することとして、本プランに参加する者は、本プランにおいて、一暦年あたり合計3,000,000株を超える普通株式に関するストック・オプション及び/又は株式評価益権を受け取ることはできない。
- C. 発行済みのオプション又は株式評価益権の対象である普通株式は、当該オプション又は株式評価益権がその全てを行使する前に理由を問わず失効又は終了した場合、本プラン上の後続の発行において利用可能であるものとする。さらに、本プランに基づき発行された権利未確定の株式であって、本プランに基づく当社の買戻権に従い当社がその後買い戻し又は再取得したものは、本プランに基づく発行のため留保される普通株式数に再加算されるものとし、したがって、本プランに基づく一又は複数の後続の報奨を通じた再発行において利用可能となるものとする。本プランに基づき付与される報奨の対象となる株式が、本第1条第V.A.項にしたがい、本プランの全期間にわたり発行可能な最大普通株

式数に対象株式株1株毎に2株として勘定されており、かつ失権するか又はその他本プランに返還される場合、当該失権株式数の2倍の株式が本プランに返還され、再度発行に関して利用可能となる。明確さを期すため付言すると、2013年年次総会前に本プランに基づき付与された報奨の対象となる株式で、失権したか又は本プランに返還されたものは、その対象株式1株毎に1株として本プランに返還され、再度発行のために利用可能となる。本プランに基づく報奨の行使価格が普通株式で支払われる場合、又は、本プランに基づきその他発行可能な普通株式が、本プランに基づく報奨の行使又は行使された株式若しくは株式発行の権利確定又は処分に関して発生する源泉税を充足するために当社により留保される場合、本プランに基づき発行可能な普通株式数から、当該報奨を行使した株式の総数、又は、権利が確定した行使済み株式若しくは株式発行の総数が減算されるものとし、当該報奨又は行使済み株式若しくは株式発行の総数が減算されない。株式評価益権については、当該報奨の対象である全ての普通株式(すなわち、株式評価益権に従って実際に発行された普通株式ならびに行使価格の支払を表象する普通株式)は、本プランに基づき利用可能ではなくなるものとする。

D. 当社による対価の受領を伴わない、株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は発行済 普通株式全体に影響を与えるその他の変更を理由として、普通株式に対する変更が行われる場合、希 薄化及び希薄化に基づく利益の拡大を防ぐために、(i) 本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数 及び/又は種類、(ii) 株式発行プログラム及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラムに基づき一暦年につき一人の者に対しストック・オプション及び/又は株式評価益権若しくは報奨を付与することが可能な、有価証券の最大数、価額及び/又は種類、(iii) 自動報奨プログラムに基づき自動的な報奨の付与が爾後行われることになっている有価証券の最大数、価額及び/又は種類、及び、(iv) 各々の発行済報奨に基づき有効な、有価証券の数及び/又は種類並びに一株あたり行使価格に関して適切な調整が行われる。プラン管理者が決定する調整は、最終的であり、拘束力を有し、確定的であるものとする。

第2条

裁量オプション付与プログラム

VI. オプションの条件

各オプションは、プラン管理者が承認する形式の一又は複数の文書によって裏付けられるものとする; <u>但</u> <u>し</u>、 当該各文書は、以下に定める条件を遵守するものとする。このほか、インセンティブ・オプションの裏付けとなる各文書は、当該オプションに適用される本プランの規定に服するものとする。

A. 行使価格

- 1. 一株あたり行使価格は、プラン管理者が定めるものとするが、但し、オプション付与日における普通株式一株あたり公正市場価額の100%を下回らないものとする。
- 2. 行使価格は、オプション行使時に直ちに支払われるものとし、以下の対価の形式を含むがこれに限られない、プラン管理者が指定する一又は複数の方法によって支払うものとする。
 - (i) 現金又は当社を支払先とする小切手
 - (ii) 財務報告目的上、当社の利益に対する費用を回避するために必要な、所定の期間 にわたり保有され、かつ、行使日に公正市場価額で評価される普通株式、又は、
 - (iii) 権利が確定した株式に関してオプションが行使される場合、特別な売却及び送金手続によって支払うものとし、オプション付与対象者は同時に、売買取引を完了するために、(a) 当社が合理的に満足できる証券会社に対し、購入株式の即時売却を実行させ、かつ、決済日に利用可能な売却代金から当該購入株式に関して支払われる行使価格総額に当該行使を理由として当社が源泉徴収義務を有する全ての適用される連邦、州及び地方の所得及び雇用税を加算した額を賄う十分な資金を送金させる手続を管理する目的で、かつ、(b) 当社に対し、購入株式に関する証書を当該証券会社に直接交付するように、取消不能な指図を行うものとする。

前述の売却及び送金手続を利用する場合を除き、購入株式の行使価格は、行使日に支払わなければならない。

B. **オプションの行使及び期間** 各オプションは、プラン管理者が決定し、かつ当該オプションの裏付けとなる文書に規定される時期、期間中及び株式数にて行使可能であるものとする。但し、オプションの期間は、オプション付与日から7年間を超えないものとする。

C. 役務終了の効果

- 1. 以下の規定は、オプション付与対象者が本件役務終了又は死亡時に保有するオプションの行使に適用されるものとする。
 - (i) オプション付与対象者の本件役務が(理由にかかわらず)終了した時点で発行済 みのオプションは、プラン管理者が決定しかつ当該オプションの裏付けとなる文 書に定める爾後の期間において引き続き行使可能であるものとするが、但し、い かなるオプションも、当該オプション期間の失効後は、行使することはできない。
 - (ii) オプション付与対象者が死亡時に全部又は一部を行使することができるオプションは、当該オプション付与対象者の財産の人格代表者、又は、当該オプション付

与対象者の遺言に従い又は相続及び分配の法律にしたがい当該オプションの譲渡 を受ける者が、その後行使することができる。

- (iii) 適用される本件役務後の行使期間の間、行使できる当該オプションの総数は、オプション付与対象者の本件役務終了日現在オプションの行使が可能な権利確定済み株式数を超えないものとする。適用される行使期間が失効した時又は(それより早期の)オプション期間が失効した時、当該オプションは、当該オプションが行使されていない権利確定株式について、終了し、発行済みではなくなるものとする。但し、当該オプションは、権利確定株式に関してその他の理由により行使可能ではない場合、オプション付与対象者が本件役務を終了した時点で直ちに終了し、発行済みでなくなるものとする。
- (iv) オプション付与対象者の本件役務が、不法行為を理由に終了する場合、当該オプション付与対象者が保有する全ての発行済みオプションは直ちに終了し、発行済みでなくなるものとする。
- 2. プラン管理者は、オプション付与対象者の本件役務終了後オプションが引き続き行使可能な期間を、当該オプションに関してその時点で有効な期間から、プラン管理者が適切と考えるそれより長い期間に(但し、いかなる場合も当該オプション期間の失効後に及ぶことなく)延長する裁量権を有するものとし、かかる裁量権は、オプションが付与された時又は当該オプションが発行済みである間はいつでも行使することができる。
- D. <u>株式保有者の権利</u> オプション保有者は、オプションの対象である株式に関して、当該オプションを 行使して、行使価格を支払い、購入した株式の登録保有者となるまでは、株主の権利を有しないもの とする。
- E. **買戻権** プラン管理者は、権利未確定の普通株式について行使可能なオプションを付与する裁量権を有するものとする。オプション付与対象者が、かかる権利未確定の株式を保有する間に本件役務を終了する場合、当社は、かかる権利未確定の株式の全部又は一部を、一株あたり行使価格で、買い戻す権利を有するものとする。当該買戻権を行使可能とするための条件(行使に関する期間及び手続、及び、購入株式に関する適切な権利確定スケジュールを含む)は、プラン管理者が設定するものとし、当該買戻権の裏付けとなる文書に定めるものとする。
- F. オプションの譲渡可能性の制限 オプション付与対象者の生存期間中、インセンティブ・オプションは、オプション付与対象者のみが行使可能であるものとし、オプション付与対象者の死後は、遺言又は相続法による場合を除き、譲渡又は移転することはできないものとする。但し、非法定オプションは、オプション付与対象者の生存期間中に、その全部又は一部を、当該オプション付与対象者の一又は複数の家族、又は、当該家族のみのために設定された信託、又は、当該オプション付与対象者の前配偶者に対し、当該譲渡がオプション付与対象者の遺産計画に関係する場合、譲渡することができ、また、家族関係命令にしたがい、オプション付与対象者の前配偶者に譲渡することができる。当該譲渡に従ってオプションに対する所有権を取得する者は、譲渡された部分のみを行使することができる。譲渡された部分に適用される規定は、当該譲渡の直前に当該オプションに関して効力を有していた規定と同じであるものとし、譲受人に発行される、プラン管理者が適切と考える文書に定めるものとする。

VII. インセンティブ・オプション

以下に定める規定は、全てのインセンティブ・オプションに適用されるものとする。本セクションIIの規定によって変更される場合を除き、第1条、第2条及び第7条の全ての規定は、インセンティブ・オプションに適用されるものとする。本プランに基づき発行された時点で非法定オプションとして明示的に指定されたオプションは、本セクションII の規定に<u>服しない</u>ものとする。

A. **参加資格** インセンティブ・オプションは、従業員のみに付与することができる。

EDINET提出書類 NetApp, Inc.(E33898)

- B. **ドル額の限度** 本プラン(又は、当社又は親会社若しくは子会社の他のオプション・プラン)に基づき従業員に付与される一又は複数のオプションが、いずれかの1暦年中に最初にインセンティブ・オプションとして行使可能となる普通株式の公正市場価額(付与日に決定される)の総額は、100,000米ドルを超えないものとする。従業員が、同一暦年中に最初に行使可能となる複数のオプションを保有する場合、当該オプションのインセンティブ・オプションとしての行使可能性に対する前記の制限は、当該オプションが付与された順序で適用されるものとする。
- C. <u>10%株主</u> インセンティブ・オプションの付与を受けた従業員が、10%株主である場合、その一株あたり行使価格は、オプション付与日における普通株式一株あたりの公正市場価額の110%以上であるものとし、オプションの期間は、オプション付与日から5年間を超えないものとする。

XIII. 企業間取引/支配変更

- A. 各オプションは、企業間取引の時点で本プランに基づき発行済であるが、それ以外の理由で全てのオプション株式に関して行使可能ではない場合、企業間取引の発効日の直前に、当該オプションの対象となる当該時点の全ての普通株式に関して行使可能となるように自動的に繰り上げされるものとし、当該株式の一部又は全部について、全ての権利が確定した普通株式として、行使することができる。但し、発行済みオプションは、以下の場合、上述の繰り上げによって行使可能とならないものとする。(i)当該企業間取引に関連して、承継法人(又はその親会社)が当該オプションを引き受けることになっているか、又は、当該オプションが、承継法人(又はその親会社)の資本株式を購入する同等のオプションに置き換えられことになっている場合、(ii)当該オプションが承継法人の現金インセンティブ・プログラムによって置き換えられる場合であって、当該プログラムが、企業間取引の時点で権利未確定のオプション株式に存在するスプレッドを保持し、かつ、爾後の支払について、当該オプション株式に適用される同じ付与スケジュールに従って規定している場合、又は、(iii)当該オプションの繰り上げに、オプション付与の時点でプラン管理者が課すその他の制限が適用される場合。前(i)号に基づくオプションの同等性の決定は、プラン管理者が行うものとし、その決定は、最終的であり、拘束力を有し、確定的であるものとする。
- B. 企業間取引が発生した場合、全ての発行済み買戻権もまた自動的に終了するものとし、かつ、かかる 終了された権利の対象となる普通株式は、直ちに全ての権利が確定するものとする。但し、(i) 当該買 戻権が、当該企業間取引に関連して、承継法人(又はその親会社)に付与される場合、又は、(ii) か かる権利確定の繰り上げが、買戻権が発行された時点でプラン管理者によって課されるその他の制限 によって妨げられる場合を除く。
- C. 全ての発行済みオプションは、企業間取引完了の直後に、承継法人(又はその親会社)がこれを引き 受ける場合を除き、終了し、発行済みでなくなるものとする。
- D. 企業間取引に関連して引き受けのなされた各オプションは、当該企業間取引の直前に当該オプションが行使されていた場合、当該企業間取引の完了の際にオプション付与対象者に発行されることになっていた有価証券の数及び種類に該当するように、当該企業間取引の直後において、適切に調整されるものとする。当該企業間取引を反映するための適切な調整は、(i) 各発行済みオプションに基づき支払われる一株あたり行使価格、但し、当該有価証券に関して支払われる行使価格総額は変わらないものとする。(ii) 本プランの残存期間にわたって発行可能な有価証券の最大数及び/又は種類、及び、(iii)1名の者が、本プランに基づき一暦年につきストック・オプションの付与を受ける有価証券の最大数及び/又は種類、に対して行われるものとする。
- E. プラン管理者は、企業間取引若しくは支配変更の時又は当該取引に関連する事由が発生した時点で、裁量オプション付与プログラムに基づき付与されたオプションの権利確定を繰り上げる完全な権能及び権限を有するものとする。インセンティブ・オプションのうち、企業間取引又は支配変更に関して繰り上げされた部分は、適用される100,000米ドルの限度を超えない場合に限り、インセンティブ・オプションとして引き続き行使可能であるものとする。当該米ドル額の限度を超える場合、当該オプションのうち繰り上げ部分は、連邦税法上の非適格オプションとして行使可能であるものとする。

F. 発行済みのオプションは、当社が、当社の資本若しくは事業の構成を調整、分類変更、再編その他変更する、又は、当社の事業若しくは資産の全部又は一部を合併、統合、解散、清算又は売却若しくは譲渡する権利にいかなる影響も与えないものとする。

IX. 報奨の価格変更又は取消及び再付与

プラン管理者は、ストック・オプション又は株式評価益権が付与された後は、当社の株主によって承認されないかぎり、その行使価格を削減するために、ストック・オプション又は株式評価益権を変更又は修正することはできず(第1条第V.D.項に従って行われる調整を除く)、かつ、プラン管理者は、当社株主の承認なしで、発行済みのストック・オプション又は株式評価益権を消却し、直ちにこれをより低い行使価格の新しいストック・オプション又は株式評価益権、異なる種類の報奨、及び/又は現金に置き換えることはできない。

第3条

株式評価益権プログラム

X. 株式評価益権の条件

各株式評価益権は、プラン管理者が承認する形式の一又は複数の文書によって裏付けられるものとする; <u>但</u>し、当該各文書は、以下に定める条件を遵守するものとする。

A. 行使価格

- 1. 一株あたり行使価格は、プラン管理者が定めるものとするが、但し、オプション付与日における普通株式一株あたり公正市場価額の100%を下回らないものとする。
 - B. **株式評価益権(SAR)額の支払**参加者は、株式評価益権を行使した時点で、当社から、以下により 決定される額の支払を受け取る権利を有する。
 - 2. 行使日における普通株式の公正市場価額と行使価格との差額に、
 - 3. 株式評価益権が行使された普通株式の数を乗じた額。

プラン管理者の裁量にしたがい、株式評価益権の行使時における支払は、現金、同等の価値を有する普通株式、又はその組み合わせによって行うことができる。

- C. **株式評価益権の行使及び期間** 各株式評価益権は、プラン管理者が決定しかつ当該株式評価益権の裏付けとなる文書に定める時期、期間中及び株式数にて行使することができる。但し、株式評価益権の期間は、株式評価益権付与日から7年間を超えないものとする。
- D. 本件役務終了の効果 本プランに基づき付与される株式評価益権は、プラン管理者が単独の裁量で決定しかつ当該報奨の裏付けとなる契約において定める日に失効する。上記にかかわらず、第2条第 I.C. 項の規則は、株式評価益権にも適用される。
- E. **株式保有者の権利** 株式評価益権の保有者は、当該株式評価益権の対象である株式に関して、当該株式評価益権を行使し、当該権利に基づき発行される株式(ある場合)の登録保有者となるまでは、株主の権利を有しないものとする。

XI. 企業間取引/支配変更

- A. 各株式評価益権は、企業間取引の時点で本プランに基づき発行済であるが、その対象である全ての株式に関してそれ以外の場合においては行使可能ではない場合、企業間取引の発効日の直前に、当該株式評価益権の対象となる当該時点の全ての普通株式について行使可能となるように自動的に繰り上げされるものとし、当該株式の一部又は全部について、全ての権利が確定した普通株式として行使することができる。但し、発行済みの株式評価益権は、以下の場合、前記の繰り上げによって行使可能とならないものとする。(i) 当該株式評価益権を、当該企業間取引に関連して、承継法人(又はその親会社)が引き受けることになっているか、又は、同等の報奨により置き換えることになっている場合、(ii) 当該株式評価益権が、企業間取引の時点で当該報奨の対象である権利未確定株式に存在するスプレッドを保持しかつ当該報奨に適用される同じ付与スケジュールに従って後続の支払について規定する、承継法人の現金インセンティブ・プログラムによって置き換えられる場合、又は、(iii) 当該株式評価益権の繰り上げが、付与の時点でプラン管理者によって課されるその他の制限に服する場合。前(i)号に基づく株式評価益権の同等性の決定は、プラン管理者によって行われるものとし、その決定は、最終的であり、拘束力を有し、確定的であるものとする。
- B. 企業間取引完了の直後に、全ての発行済み株式評価益権は、承継法人(又はその親会社)がこれを引き受ける場合を除き、終了し発行済みでなくなるものとする。

- C. 企業間取引に関連して引き受けのなされた各株式評価益権は、当該企業間取引の直前に当該株式評価 益権が行使されていた場合、当該企業間取引の完了の際に参加者に発行されることになっていた有価 証券の数及び種類に該当するように、当該企業間取引の直後において、適切に調整されるものとす る。また、当該企業間取引を反映するための適切な調整は、(i) 各発行済み株式評価益権に基づき支払 われる一株あたり行使価格、但し、当該報奨に関して支払われる行使価格総額は変わらないものとする。(ii) 本プランの残存期間にわたって発行可能な有価証券の最大数及び/又は種類、及び、(iii) 1名の 者が、本プランに基づき一暦年につき株式評価益権の付与を受ける有価証券の最大数及び/又は種類、に対して行われるものとする。
- D. プラン管理者は、企業間取引若しくは支配変更又は当該取引に関連する事由が発生した時点で、株式 評価益権プログラムに基づき付与された株式評価益権の権利確定を繰り上げる完全な権能及び権限を 有するものとする。
- E. 発行済みの株式評価益権は、当社が、当社の資本若しくは事業の構成を調整、分類変更、再編その他変更する、又は、当社の事業若しくは資産の全部又は一部を合併、統合、解散、清算又は売却若しくは譲渡する権利にいかなる影響も与えないものとする。

XII. 報奨の価格変更又は取消及び再付与

プラン管理者は、ストック・オプション又は株式評価益権が付与された後は、当社の株主によって承認されないかぎり、その行使価格を削減するために、ストック・オプション又は株式評価益権の変更又は修正を行うことはできず(第1条第V.D.項に従って行われる調整を除く)、また、プラン管理者は、当社株主の承認なしに、発行済みのストック・オプション又は株式評価益権を消却し、直ちにこれをより低い行使価格の新しいストック・オプション又は株式評価益権、異なる種類の報奨、及び/又は現金に置き換えることはできない。

第4条

株式発行プログラム

I. 株式発行の条件

株式発行プログラムのもとでは、オプションの付与を妨げずに、直接かつ即座の発行によって普通株式を発行することができる。各々の株式発行は、以下に定める規定に従う株式発行契約の裏付けがあるものとする。また、株式発行プログラムの下では、指定された業績目標が達成されたか又は特定の業務上の要件が充足されたときに、報奨の原株式を保持又は受け取る(場合による)権利を受領者に付与する、制限株式及び制限株式ユニットの付与にしたがい、普通株式を発行することができる。株式発行プログラムに基づき付与された報奨に従い発行された株式が失権する場合、又は、本プランに返還される場合、当該株式は、本プラン第1条第V条に従い本プランに基づき発行可能な普通株式数に勘定されないものとし、当初の報奨が付与されたことがない場合と同様に、本プラン上の報奨に従い再度発行することができる。プラン管理者は、その単独の裁量によって、各参加者に付与する普通株式及び/又は制限株式ユニットの数を決定するものとする。但し、いずれの暦年中においてもかつ本プランの規定に服することとして、参加者は、株式発行プログラムにおいて、1,000,000株を超える普通株式を対象とした報奨を受け取らないものとする。

A. 購入価格.

- 1. 普通株式一株あたり購入価格(ある場合)は、プラン管理者によって決定される。
- 2. 普通株式は、株式発行プログラムに基づき、以下の各号を含むがこれに限られない、プラン管理者が個々の場合に適切と考える対価によって発行することができる。
 - (i) 現金又は当社を支払先とする小切手、又は、
 - (ii) 当社(又は、親会社若しくは子会社)に過去に提供された役務。

B. 権利確定/発行に関する規定

- 1. プラン管理者は、株式発行プログラムのもとで、発行後完全にかつ直ちに権利が確定するか、又は、当該参加者の本件役務の期間にわたり一回若しくは複数回に分割して又は特定の業績目標が達成された時点で権利が確定する普通株式を発行することができ、また、普通株式は、株式発行プログラムのもとで、制限株式ユニットの原株式を受け取る権利を受領者に付与し、かつ、当該参加者の本件役務の期間にわたり一回若しくは複数回に分割して又は特定の業績目標が達成された時に権利が確定する制限株式ユニットにしたがい、発行することができる。株式発行プログラムに基づき付与される報奨に適用される権利確定スケジュールの要素、すなわち、:
 - (i) 当該参加者が全うする本件役務の期間又は達成するべき実績目標
 - (ii) 報奨の権利が確定する分割の回数
 - (iii) 分割の間隔、及び
 - (iv) 死亡、永久障害その他プラン管理者が指定する事由が、権利確定スケジュールに 与える影響

は、プラン管理者によって決定されるものとし、株式発行契約に組み込まれるものとする。株式発行プログラムに基づいて行われる報奨を、歳入法セクション162(m)に基づく「業績連動型報酬」の要件を充足させる目的上、プラン管理者は、その裁量により、業績目標の達成に基づく制限を設定することができ、これはプラン管理者によって決定日又はそれ以前に設定される。プラン管理者は、業績目標の設定にあたり、業績について以下の調整が適切に行われるよう定めることができる。

- (i) 再編費用を含めるか又は除外すること
- (ii) 米ドル以外の通貨建ての業績目標について、為替相場の影響を含めるか又は除外 すること
- (iii) 米財務会計基準審議会によって求められる、一般に認められた会計原則の変更の 影響を含めるか又は除外すること
- (iv) 法人税率に対する法定の調整の影響を含めるか又は除外すること
- (v) 一般に認められた会計原則に基づき決定される「特別項目」の影響を含めるか又は除外すること
- (vi) 当社の現金賞与プランに基づく賞与支払の影響を含めるか又は除外すること
- (vii) 株式報酬及び/又は繰延報酬の影響を含めるか又は除外すること
- (viii) その他の特別な損益又は他の特別項目を、含めるか又は除外すること
- (ix) 非経常的若しくは特別な法人の項目、取引、事由又は展開に対応し、又は備える こと
- (x) 適用される法令、会計原則又は産業の条件の変更に対応し、又は備えること
- (xi) 会社分割、取得又は合弁事業の影響を含めるか又は除外すること
- (xii) 一般に認められた会計原則において事業ユニットのセグメントの要件を充足しない、廃止事業の影響を含めるか又は除外すること
- (xiii) 当社が売却した事業が、当該売却後のパフォーマンス期間中の業績目標の目標水準で達成したと仮定すること:
- (xiv) 株式配当若しくは分割、株式買い戻し、組織変更、資本構成の変更、合併、統合、スピンオフ、株式併合若しくは交換その他の類似の変更、又は、普通株主に対する通常の現金配当以外の分配を理由とする、発行済み普通株式の変更の影響を含めるか又は除外すること
- (xv) 合併、統合、分離(会社による株式又は資産のスピンオフその他の分配を含む) 又は組織再編(当該再編が歳入法セクション368で定義する再編に該当するかどうかを問わない)等の企業間取引を反映すること
- (xvi) 部分的な又は全体的な企業清算を反映させること、及び
- (xvii) 購入した無形資産及び技術ライセンスの取り決めの償却を含めるか又は除外すること。

上記に関連して、プラン管理者は、株式発行プログラムの報奨が、歳入法セクション162(m)に基づく要件を充足していることを確認するために必要又は適切であるとプラン管理者が随時決定する手続に従うものとする (例えば、業績目標を決定する際に)。業績目標に従い付与される報奨に関し、歳入法セクション162(m)の業績報酬規定を遵守するために必要な範囲で、パフォーマンス期間の最初の25%の範囲内でかつ、いかなる場合もパフォーマンス期間(又は歳入法セクション162(m)により要求又は許可されるその他の期間)の開始後90日以内に、プラン管理者は、書面により、(A)株式発行プログラムに基づく報奨が付与される一又は複数の参加者を指定し、(B)パフォーマンス期間に適用される業績目標を選択し、(C)業績目標、及び、株式発行プログラムに基いて付与さ

れる報奨の額で、当該パフォーマンス期間に関して獲得可能な額を設定し、かつ、(D) 業績目標と、各参加者が株式発行プログラムに基づき付与され、当該パフォーマンス期間に関して獲得する報奨の額との関係を定めるものとする。各パフォーマンス期間の完了後、プラン管理者は、適用される業績目標が当該パフォーマンス期間に関して達成されたことを書面で証明するものとする。プラン管理者は、参加者が獲得する額を決定するにあたり、パフォーマンス期間に関する個人又は会社の業績の評価に関連するとプラン管理者が考える追加的要素を考慮するため、所定の業績水準で支払われる額を削減又は廃止する(但し増加はしない)権利を有するものとする。参加者は、株式発行プログラムに基づきあるパフォーマンス期間に関して付与される、歳入法セクション162(m)の業績連動型報酬の要件を充足することを意図した報奨に従い、当該期間の業績目標が達成された場合のみ、支払を受け取る資格を有するものとする。本プランのその他の規定にかかわらず、参加者に付与され、かつ、歳入法セクション162(m)に基づき適格な業績連動型報酬であることを意図する報奨は、歳入法に定める追加的制限(セクション162(m)の修正を含む)、又は、歳入法セクション162(m)に定める適格業績連動型報酬の条件を充足するための要件である同条に基づき発出される規制及び規則に服するものとし、また、本プランは、当該要件に適合するために必要な範囲で修正されるとみなされる。

- 2. 参加者が、当社による対価の受領を伴わない、株式配当、株式分割、資本構成の変更、株式併合、株式交換、又は発行済み普通株式の種類全体に影響するその他の変更を理由として、権利未確定の自己の普通株式に関して受領する権利を有する、新規、代替又は追加の有価証券その他の財産(通常の現金配当以外に支払われる金銭を含む)は、(i) 参加者の権利未確定の普通株式に適用される同一の権利確定要件、及び(ii) プラン管理者が適切と考えるエスクロー取り決めに服することとして、発行されるものとする。
- 3. 参加者は、株式発行プログラムに基づき自らに発行される普通株式に関して、当該株式に対する 参加者の権利が確定するかどうかにかかわらず、完全な株主の権利を有するものとする(ここで は、制限株式ユニット報奨の決済時に発行される株式は、当該報奨が実際に支払われるまで発行さ れない)。したがって、参加者は、当該株式について議決し、当該株式に関して支払われる通例の 現金配当を受け取る権利を有するものとする。
- 4. 参加者が、株式発行プログラムに基づき発行される権利未確定の一又は複数の普通株式を保有する間に本件役務に従事することをやめた場合、又は、 当該権利未確定の一又は複数の普通株式に関して業績目標が達成されない場合、当該株式は、消却のため直ちに当社に引き渡されるものとし、参加者は、当該株式に関して以後株主の権利を有しないものとする。引き渡された株式が従前に、現金を対価として、参加者に発行されていた場合、プラン管理者が別段の規定をしないかぎり、当社は、当該株式が引き渡される時点で、当該対価を参加者に返済するものとする。
- 5. プラン管理者は、その裁量により、参加者の本件役務の停止時又は当該株式に適用される業績目標の未達時に生じうる、権利未確定の一又は複数の普通株式(又はこれに属する他の資産)の引き渡し及び消却を放棄することができる。当該放棄は、当該放棄が適用される普通株式に対する当該参加者の即時の権利確定をもたらすものとする。当該放棄はいつでも、参加者の本件役務停止又は適用される業績目標の達成若しくは未達の前又は後にかかわらず、実施することができる。
- 6. 株式発行プログラムに基づく発行済み制限株式ユニットは、当該報奨に関して設定された業績目標若しくは本件役務の要件が未達であるか又は充足されない場合、自動的に終了するものとし、当該報奨を充足する普通株式の発行は、実際には行われないものとする。但し、プラン管理者は、指定された業績目標が達成されていない又は充足されていない、一又は複数の発行済みの制限株式ユニット報奨を充足するにあたり、発行済み報奨に基づく普通株式を発行する裁量権を有するものとする。株式発行契約に定める日において、全ての獲得されていない制限株式ユニットは、当社により没収されるものとする。
- 7. 参加者は、適用される権利確定基準を満たしたとき、株式発行契約に定める制限株式ユニットの 支払を受ける権利を有するものとする。前記にかかわらず、制限株式ユニットの付与後、プラン管 理者は、その単独の裁量で、当該制限株式ユニットに係る業績目標その他の権利確定の規定を削減 又は放棄することができる。獲得された制限株式ユニットの支払は、株式発行契約に定める日付後 可能なかぎりすみやかに又は株式発行契約にその他定めるとおり又は適用法によって求められると

おり、行われるものとする。プラン管理者は、その単独の裁量により、獲得された制限株式ユニットを、現金、普通株式(獲得された制限株式ユニットの価額に等しい合計公正市場価額を有する) 又はその組み合わせによって支払うことができる。

Ⅲ. 企業間取引/支配変更

- A. 企業間取引が発生した場合、株式発行プログラムに基づく当社の全ての発行済み買戻権は、自動的に終了するものとし、かつ、かかる終了される権利及び株式発行プログラムに基づき発行される報奨の対象となる普通株式は、直ちに全ての権利が確定するものとする(全ての業績目標その他の権利確定基準が、目標水準を達成しているとみなされる)。但し、(i) 当該買戻権又はその他の権利確定基準が関係している報奨が、当該企業間取引との関連で、承継法人(又はその親会社)に譲渡されることになっているか、又は、(ii) かかる権利確定の繰り上げが、株式発行契約において課される他の制限によって妨げられる場合は、この限りではない。
- B. プラン管理者は、権利未確定の株式が発行されている時、又は、当社の株式買戻権が株式発行プログラムに基づき発行されている間若しくは株式発行プログラムに基づく報奨が未確定である間はいつでも、当該権利若しくは報奨の全部又は一部が自動的に終了することを定める裁量権を有するものとし、かかる終了された権利又は報奨の対象である普通株式は、企業間取引若しくは支配変更又は当該取引に関係する事由が発生した時点で直ちに権利が確定するものとする。

III. 株式エスクロー/説明表示

当社は、プラン管理者の裁量により、権利未確定の株式を、当該株式に対する参加者の権利が確定するまで、又は、当該権利未確定の株式の裏付けとなる証書に制限的表示を付して参加者に当該株式が直接発行されるまで、エスクロー保管することができる。

第5条

パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラム

XIII. パフォーマンスユニット及びパフォーマンス株式

パフォーマンス株式又はパフォーマンスユニットプログラムのもとでは、パフォーマンス株式及びパフォーマンスユニットの報奨を通じて、普通株式又は現金を発行することができる。当該報奨は、プラン管理者が設定した業績目標その他の付与基準が達成された場合又は報奨が別途付与される場合に限り、参加者への支払が行われる報奨である。ここで付与される各報奨は、プラン管理者が決定する形式の、以下に定める規定を遵守する契約によって裏付けられるものとする。パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラムに基づき付与される報奨に従い発行される株式が、失権するか又は別途本プランに返還される場合、当該株式は、本プラン第1条第V項に従い本プランに基づき発行可能な普通株式数に計算されないものとし、当初の報奨が付与されたことがないかのように、本プラン上の報奨に従い再度発行することができる。

- A. <u>パフォーマンスユニット/株式の付与</u> プラン管理者は、各参加者に付与されるパフォーマンスユニット及びパフォーマンス株式の数を決定する完全な裁量を有するが、但し、いずれの暦年中もかつ本プランの規定に服することとして、(a)参加者は、当初価額が5,000,000米ドルを超えるパフォーマンスユニットを受け取らないものとし、かつ、(b)参加者は、1,000,000株を上回るパフォーマンス株式を受け取らないものとする。
- B. <u>パフォーマンスユニット/株式の価額</u> 各パフォーマンスユニットは、プラン管理者が付与日又はその前に設定する当初価額を有するものとする。各パフォーマンス株式の当初価額は、付与日における普通株式の公正市場価額に等しいものとする。
- C. <u>業績目標その他の規定</u> プラン管理者は、その裁量により、業績目標その他の権利付与規定(従業員としての地位の継続を含むがこれに限られない)を設定し、その充足度合いにより、参加者に支払われるパフォーマンスユニット/株式の数又は価額が決定される。パフォーマンスユニット/株式の各報奨は、パフォーマンス期間及びプラン管理者が単独の裁量で決定する他の規定及び条件について定めた契約によって裏付けられる。
 - 1. <u>一般業績目標</u> プラン管理者は、全社的、部門別若しくは個人の目標、又は、プラン管理者がその 裁量で決定するその他の基準の達成度に基づいて、業績目標を設定することができる。
 - 2. <u>セクション 162(m) 業績目標</u> パフォーマンスユニット/株式の付与が、歳入法セクション162(m)に基づく「業績連動型報酬」の要件を充足するようにするため、プラン管理者はその裁量により、パフォーマンスユニット/株式に適用される業績目標が、業績目標の達成に基づくことを決定することができる。プラン管理者は、決定日又はそれ以前に業績目標を設定する。プラン管理者は、業績目標を設定する際に、業績について以下の調整が適切に行われるように定めることができる。
 - (i) 再編費用を含めるか又は除外すること
 - (ii) 米ドル以外の通貨建ての業績目標について、為替相場の影響を含めるか又は除外 すること
 - (iii) 米財務会計基準審議会によって求められる、一般に認められた会計原則の変更の 影響を含めるか又は除外すること
 - (iv) 法人税率に対する法定の調整の影響を含めるか又は除外すること
 - (v) 一般に認められた会計原則に基づき決定される「特別項目」の影響を含めるか又は除外すること

- (vi) 当社の現金賞与プランに基づく賞与支払の影響を含めるか又は除外すること
- (vii) 株式報酬及び/又は繰延報酬の影響を含めるか又は除外すること
- (viii) その他の特別な損益又は他の特別項目を、含めるか又は除外すること
- (ix) 非経常的若しくは特別な法人の項目、取引、事由又は展開に対応し、又は備える こと
- (x) 適用される法令、会計原則又は産業の条件の変更に対応し、又は備えること
- (xi) 会社分割、取得又は合弁事業の影響を含めるか又は除外すること
- (xii) 一般に認められた会計原則において事業ユニットのセグメントとしての要件を充足しない、廃止事業の影響を含めるか又は除外すること
- (xiii) 当社が売却した事業が、当該売却後のパフォーマンス期間中の業績目標の目標水準を達成したと仮定すること
- (xiv) 株式配当若しくは分割、株式買い戻し、組織再編、資本構成の変更、合併、統合、スピンオフ、株式併合若しくは交換その他の類似の企業の変更、又は、普通株主に対する通常の現金配当以外の分配を理由とする、発行済み普通株式の変更の影響を含めるか又は除外すること
- (xv) 合併、統合、分離(会社による株式又は資産のスピンオフその他の分配を含む) 又は組織再編(当該再編が歳入法セクション368で定義する再編に該当するかどう かを問わない)等の企業間取引を反映させること
- (xvi) 部分的な又は全体的な企業の清算を反映させること、及び
- (xvii) 購入した無形資産及び技術ライセンスの取り決めの償却を含めるか又は除外すること

プラン管理者は、歳入法セクション162(m)の要件を充足することを予定するパフォーマンスユニット/株式を付与 する際に、パフォーマンスユニット/株式が歳入法セクション162(m)に基づく要件を充足していることを確認する ために(例えば、業績目標を決定する際に)必要又は適切であるとプラン管理者が随時決定する手続に従う。業績 目標を条件として付与される報奨について、歳入法セクション162(m) の業績報酬規定を遵守するために必要な場 合、パフォーマンス期間の最初の25%の範囲内でかついかなる場合もパフォーマンス期間の開始後90日以内(又は 歳入法セクション162(m)により要求又は許可されるその他の期間)に、プラン管理者は、書面により、(A)パ フォーマンス株式・パフォーマンスユニットプログラムに基づく報奨の付与が行われる、一又は複数の参加者を指 定し、(B) パフォーマンス期間に適用される業績目標を選択し、(C) 業績目標、及び、パフォーマンス株式・パ フォーマンスユニットプログラムにおける当該プログラムに基づく報奨の額で、当該パフォーマンス期間に関して 獲得可能な額を設定し、かつ、(D) 業績目標と、パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラムに基 づいて行われる報奨の額であって、当該パフォーマンス期間に関して各参加者が獲得する額との関係を定めるもの とする。各パフォーマンス期間の完了後、プラン管理者は、適用される業績目標が当該パフォーマンス期間に関し て達成されたことを書面で証明するものとする。プラン管理者は、参加者が獲得した額を決定するにあたり、当該 パフォーマンス期間における個人又は会社の業績の評価に関連するとプラン管理者が考える追加的要素を考慮する ため、所定の業績水準で支払われる額を削減又は廃止する(但し増加はしない)権利を有するものとする。参加者 は、パフォーマンス期間の業績目標が達成された場合のみ、パフォーマンス株式・パフォーマンスユニットプログ ラムに基づいて当該パフォーマンス期間に関して行われる、歳入法セクション162(m)の業績連動型報酬の要件を充 足することを予定する報奨に基づく支払を受け取る資格を有するものとする。本プランのその他の規定にかかわら ず、参加者に付与される報奨であって、歳入法セクション162(m)に基づき適格な業績連動型報酬であることを予定 する報奨には、歳入法に定める追加的制限(セクション162(m)の修正を含む)、又は、歳入法セクション162(m)に

定める適格業績連動型報酬の条件を充足するための要件である同条に基づき発出される規制及び規則が適用される ものとし、また、本プランは、当該要件に適合するために必要な範囲で修正されるとみなされる。

- D. パフォーマンスユニット/株式の獲得 パフォーマンスユニット/株式の保有者は、適用されるパフォーマンス期間の終了後、当該パフォーマンス期間において自らが獲得したパフォーマンスユニット/株式数の支払を受ける権利を有するものとする。当該株式数は、対応する業績目標又は他の権利確定条件が達成された度合の関数として決定される。パフォーマンスユニット/株式が付与された後、プラン管理者は、単独の裁量で、当該パフォーマンスユニット/株式に関する業績目標又は他の権利確定条件を、削減又は放棄することができる。
- E. パフォーマンスユニット/株式の支払の形態及び時期 獲得したパフォーマンスユニット/株式の支払 は、適用されるパフォーマンス期間の満了後可能なかぎりすみやかに行われる。管理者は、その単独 の裁量で、獲得されたパフォーマンスユニット/株式を、現金、普通株式 (その合計公正市場価額 は、獲得したパフォーマンスユニット/株式の、適用されるパフォーマンス期間終了時点における価額 に等しいものとする)又はその組み合わせによって支払うことができる。
- F. <u>パフォーマンスユニット/株式の消却</u> 当該報奨を裏付ける契約に定める日において、全ての獲得されていない又は権利未確定のパフォーマンスユニット/株式は、当社によって没収され、再度本プランに基づく付与に関して利用可能となる。

XIV. 企業間取引/支配変更

- A. 企業間取引が発生した場合、パフォーマンスユニット及びパフォーマンス株式に関する全ての業績目標又は他の権利確定基準は、目標水準を達成しているとみなされ、また、その他の全ての規定及び条件は充足されているとみなされる。但し、(i)当該企業間取引に関連して、当該報奨が承継法人(又はその親会社)によって、引き受けられるか、又は、同等のオプション若しくは権利によって置き換えられる場合、又は、(ii)かかる権利確定の繰り上げが、当該報奨に関する契約において課される他の制限によって妨げられる場合は、この限りではない。
- B. プラン管理者は、権利未確定の報奨が付与された時、又は、当該報奨がパフォーマンス株式又はパフォーマンスユニットプログラムに基づき引き続き権利未確定であり発行されている間はいつでも行使可能な、当該報奨の権利が企業間取引若しくは支配変更又は当該取引に関係する事由が発生した時点で直ちに確定することを規定する裁量権を有するものとする。

第6条

自動報奨プログラム

2000年8月17日、取締役会は、自動報奨プログラムに対する以下の変更を承認し、当該変更は、2000年株主総会で株主が承認した時点で効力を発生した。(i)自動報奨プログラムに基づきそのオプションが新任非従業員取締役に付与されることになっている普通株式数を、160,000株(本プランの実施以後行われた2回の普通株式の分割を反映するための調整済)から40,000株に削減。(ii)自動報奨プログラムに基づき継続非従業員取締役にそのオプションが付与されることになっている普通株式数を、40,000株(本プランの実施以後行われた2回の普通株式の分割を反映するための調整済)から15,000株に削減。

2001年8月9日、取締役会は、自動報奨プログラムに対する以下の変更を承認し、当該変更は、2001年株主総会で株主が承認した時点で効力を発生した。 (i) 自動報奨プログラムに基づきそのオプションが新任非従業員取締役に付与されることになっている普通株式数を、40,000株から55,000株に増加し、かつ、(ii) 当該各オプション付与に適用される権利確定スケジュールを、連続する4回の等しい額の年次分割払いから、取締役を1年務めた後、25,000株を付与し、その残高をその後連続する3回の等しい額の年次分割払いに変更。

2006年5月16日、 取締役会は、自動報奨プログラムに対する以下の変更を承認し、当該変更は、 2006年株主総会で株主が承認した時点で効力を発生した:自動報奨プログラムに基づきそのオプションが継続非従 業員取締役に付与されることになっている普通株式数を、15,000株から20,000株に増加。

2007年7月13日、取締役会は、自動報奨プログラムに対する以下の変更を承認し、当該変更は、 2007年株主総会で株主が承認した時点で効力を発生した:自動報奨プログラムに基づくオプション付与期間を、10 年から7年に短縮した。

2009年8月17日、取締役会は、自動報奨プログラムに対する以下の変更を承認し、当該変更は、2009年株主総会で株主が承認した時点で効力を発生した:非従業員取締役が自動エクイティ付与の受け取りを、全てストック・オプションで受け取るか又はストック・オプションと制限株式ユニットの組み合わせで受け取るかを選択することができるプログラムをプラン管理者が開始することができるように、自動報奨プログラムを修正した。この修正をもって、本第6条の表題は、「自動オプション付与プログラム」から、「自動報奨プログラム」に変更され、本プランにおける「自動オプション付与プログラム」への言及は、「自動報奨プログラム」の言及に変更された。

2011年7月14日、取締役会は、自動報奨プログラムに対する以下の変更を承認した:非従業員取締役が、本プランに基づくエクイティ付与を、取締役会又は第1次委員会が随時決定する、非従業員取締役に適用される報酬方針にしたがい、(裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンス・ユニット各プログラムに基づき許容されるあらゆる報奨の形式で)受け取ることができるように自動報奨プログラムを修正した。

2015年7月17日、取締役会は、自動報奨プログラムに対する以下の変更を承認した:非従業員取締役が当社の一暦年中に自動報奨プログラムにしたがい受け取ることができる報奨の額に上限を設けるため、自動報奨プログラムを修正した。

XV. 報奨の付与

A. <u>非従業員取締役の報酬方針</u> 2011年7月14日現在非従業員取締役であった又は同日以降非従業員取締役となった各人は、取締役会又は第1次委員会が採択する随時有効な報酬方針にしたがい、エクイティ報奨の付与を受けるものとする。前記にかかわらず、自動報奨プログラムに参加する非従業員取締役に対しては、当社の一暦年中に、付与日公正価額(米国の一般に認められた会計原則にしたがい決定

される)1,000,000米ドルを超える報奨(現金又は株式によるかを問わない)を付与することはできない。

B. <u>調整</u> 取締役会又は第1次委員会は、各々の裁量により、非従業員取締役に係る報酬方針に基づき付与される報奨の規定を、取締役会又は第1次委員会が変更又は改定することを決定する日以降に付与される報奨に関して、変更し、その他改定することができる。明確さを期すため付言すると、取締役会又は第1次委員会が報酬方針について行うことができる変更その他の改定は、当該報奨の対象となる普通株式数、付与される報奨の種類、及び、当該報奨の権利確定及びその他の条件を含むがこれに限られない。

XVI. 企業間取引/支配変更

- A. 企業間取引が発生した時点で、自動報奨プログラムに基づき付与された各発行済みオプションの対象となる普通株式であって、それ以外の場合には権利が確定していないものは、自動的にその全ての権利が確定するものとし、かかる権利の確定は、当該各オプションが、当該企業間取引の発効日の直前に、その時点で当該オプションの対象となる全ての普通株式に関して完全に行使可能となり、当該株式の全部又は一部を全ての権利が確定した普通株式として行使することができるように行われる。当該企業間取引が完了した直後に、当該各オプション付与は、承継法人(又はその親会社)がこれを引き受ける場合を除き、終了し、発行済でなくなるものとする。
- B. 支配変更の時点で自動報奨プログラムに基づき付与された各発行済みオプションの対象となる普通株式であって、それ以外の場合には権利が確定していないものは、自動的にその全ての権利が確定するものとし、かかる権利の確定は、当該各オプションが、当該支配変更の発効日の直前に、その時点で当該オプションの対象となる全ての普通株式に関して完全に行使可能となり、当該株式の全部又は一部を全ての権利が確定した普通株式として行使することができるように行われる。当該各オプションは、当該オプションの期間が満了又はそれより早期に終了するまで、かかる全ての権利が確定した株式に関して引き続き行使可能であるものとする。
- C. 企業間取引又は支配変更の時点で自動報奨プログラムに基づき発行されている当社の全ての買戻権は、その時点で自動的に終了するものとし、当該終了された権利の対象である普通株式は直ちに権利が確定するものとする。
- D. 自動報奨プログラムに基づき付与された各オプションであって、企業間取引に関連して引き受けられるものは、当該企業間取引の直後に、当該企業間取引の直前に当該オプションが行使されていたとしたら、当該企業間取引の完了にあたりオプション付与対象者に発行可能であった有価証券の数及び種類に該当するように適切に調整されるものとする。また、当該企業間取引を反映するための適切な調整が、各当該発行済みオプションに基づく一株あたり行使価格について行われるものとする(但し、当該有価証券に関して支払われる行使価格総額は変わらないものとする)。
- E. 自動報奨プログラムに基づき付与される発行済み制限株式ユニットに関する全ての権利確定基準は、 企業間取引又は支配変更の際に、充足されたとみなされるものとし、当該報奨に関するその他の全て の規定及び条件は満たされたものとみなされる。
- F. 自動報奨プログラムに基づく報奨の付与は、当社が、当社の資本若しくは事業の構成を調整、分類 変更、再編その他変更する、又は、当社の事業若しくは資産の全部又は一部を合併、統合、解散、清 算又は売却若しくは譲渡する権利にいかなる影響も与えないものとする。

XVII. その他の規定

自動報奨プログラムに基づき付与される各報奨のその他の規定は、裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンス・ユニット各プログラムに基づいて行われる同種の報奨に関して有効な規定と同一であるものとする。

第7条

雑則

XVIII. 税の源泉徴収

- A. 本プランに基づく報奨が行使若しくは発行された時又は株式の権利が確定した時に、普通株式を交付する当社の義務は、全ての適用ある連邦、州及び地域の所得及び雇用税の源泉徴収要件の充足を条件とするのとする。
- B. プラン管理者は、その裁量により、本プランにおいて未行使又は権利未確定の報奨(自動オプション付与プログラムに基づき付与されたオプション又は発行された株式を除く)を保有するいずれかの又は全ての者に対し、報奨の行使又は当該報奨に基づき発行される株式の権利確定若しくは処分に関して、当該保有者に課される源泉徴収税の全部又は一部を充足するために、現金又は普通株式を使用する権利を提供する。かかる権利は、以下のいずれかの又は両方の形式により、当該保有者に提供することができる。
 - (i) 現金又は株式による源泉徴収: 現金、又は、当該報奨の行使、株式の権利確定若しくは発行、又は株式の処分の際に発行される普通株式から、源泉徴収義務がある最低法定額に等しい総公正市場価額の現金又は株式、又は、参加者に適用される、適用法に基づく最低法定料率を上限とする、それより多い額の現金又は株式を、かかるより多い額が当社が決定する不利な財務会計上の取扱を引き起こさない場合(FASB会計基準コード化トピック718、報酬-株式報酬を修正する、FASB会計基準に関する最新情報201609の有効性に関するものを含む)において、当社に源泉徴収させる選択。
 - (ii) 株式交付: 当該報奨が行使された時、株式の権利が確定した時又はその他発行された時に、又は、当該株式の処分時に、当該保有者が従前に取得した(源泉徴収税をもたらす報奨の行使又は株式の権利確定に関連して取得する場合を除く)ー又は複数の普通株式であって、当該保有者が指定する源泉徴収税(最低源泉徴収所要額の100%を超えない)の割合に等しい総公正市場価額の普通株式を、当社に交付する選択。

XIX. 本プランの発行日及び有効期間

本プランは、本プラン発効日に効力を発生し、(i) 2019年8月16日、(ii) 本プランに基づき発行可能な全ての株式が発行されている日、又は、(iii)企業間取引に関連する全ての発行済み報奨の終了(取得者が当該取引において本プランを引き受ける場合を除く)のうち、いずれかが到来するまで、効力を有するものとする。当該プランが終了したとき、全ての発行済みの報奨及び報奨に従って発行されたが権利未確定の株式は引き続き、当該報奨の裏付けとなる文書の規定に従い、効力及び効果を有するものとする。

XX. 本プランの修正

- A. 取締役会又は第1次委員会は、適用法令に従って要求される株主の承認に服することとして、全ての点で本プランを修正又は改正する完全かつ排他的な権能及び権限を有するものとする。但し、取締役会又は第1次委員会は、株主の承認なしに、(i) 本プランに基づき発行可能な普通株式の数を増加すること、又は、(ii) 1999年プランに基づき参加者に提供される利益を大幅に増加することはできない。いかなる修正又は改正も、オプション付与対象者又は参加者が当該修正又は改正に同意しないかぎり、本プランに基づき発行されている間、報奨に係る権利及び義務に悪影響を与えないものとする。
- B. 本プランは、2000年8月17日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数を15,000,000株増加 した。当該修正は、2000年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、 15,000,000株増加後ベースでのオプション付与は行われなかった。

EDINET提出書類 NetApp, Inc.(E33898)

- C. 本プランは、2001年8月9日に修正され、(i) 本プランに基づき発行可能な普通株式数を 13,400,000 株 増加し、(ii)自動オプション付与プログラムに基づき新任非従業員取締役にオプションが付与される普通株式数を、40,000株から 55,000株に増加し、(iii) 当該各オプション付与に適用される権利確定スケジュールを、連続する4回の等しい額の年次分割払いから、取締役を1年務めた後、25,000株を付与し、その残高をその後連続する3回の等しい額の年次分割払いに変更した。当該修正は、2001年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、13,400,000株増加後のベースで又は修正後の自動オプション付与プログラムに基づくオプションの付与は行われなかった。
- D. 本プランは、2002年7月2日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数を14,000,000株増加 した。当該修正は、2002年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、 14,000,000株増加後ベースでオプションの付与は行われなかった。
- E. 本プランは、2003年6月12日、本プランに基づく報奨が、歳入法セクション162(m)における「実績連動報酬」の要件を充足するように修正及び再表示された。株主は、2003年年次総会において修正及び再表示後の本プランを承認した。
- F. 本プランは、2004年7月7日に修正及び再表示され、(i) 本プランに基づき発行可能な普通株式数を 10,200,000株増加し、かつ、(ii) 株式評価益権プログラムとパフォーマンス株式・パフォーマンス・ユニットプログラムを追加した。株主は、2004年年次総会において修正及び再表示後の本プランを承認 した。
- G. 本プランは、2005年7月1日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数を10,600,000株増加 した。当該修正は、2005年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、 10,600,000株増加後ベースでの報奨の付与は行われなかった。
- H. 本プランは、2006年7月10日に修正され、(i) 本プランに基づき発行可能な普通株式数を10,900,000株増加し、また、(ii) 自動オプション付与プログラムに基づき継続非従業員取締役にオプションが付与される普通株式数を、15,000株から 20,000株に増加した。当該修正は、2006年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、10,900,000株増加後ベースでの報奨の付与は行われなかった。
- 本プランは、2007年7月13日に修正され、 (i) 本プランに基づき発行可能な普通株式数を7,200,000株増 I. 加し、(ii) 本プランの期間を10年間延長し、(iii) 株式発行プログラム及びパフォーマンス株式・パ フォーマンスユニット・プログラムに基づき付与される報奨の対象となる株式数が、(1) 2007年年次総 会で本プランに追加された普通株式数、(2)2007年5月25日現在本プランに基づく報奨にしたがい付与 することが可能な普通株式数、及び、(3)2007年5月25日現在の発行済み報奨の対象となる普通株式で あって、実際は権利未確定株式が買戻し又は再取得された時に本プランに返還される、又は、当該報 奨に従って実際に株式が発行されなかった終了した報奨の対象である株式数、の合計の30%を超えて はならないことを規定し、(iv)参加者が一暦年中に受け取ることができるパフォーマンスユニットの当 初価額を1,000,000米ドルから2,000,000米ドルに引き上げ、かつ、(v)裁量オプション付与プログラム及 び自動オプション付与プログラムに基づき付与されるオプション並びに株式評価益権プログラムに基 づき付与される株式評価益権の最長期間を、10年から7年に短縮した。当該修正は、2007年年次総会で 株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、7,200,000株増加後ベースでの報奨の付与、 並びに、株式発行プログラム、パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラム、裁量オ プション付与プログラム、自動オプション付与プログラム及び株式評価益権プログラムの修正は行わ れなかった。
- J. 本プランは、2008年7月11日に修正され、(i)本プランに基づき発行可能な普通株式数を6,600,000株増加し、(ii) 当社が、当社の非従業員取締役に対し、本プランに基づく全てのエクイティ・プログラムに基づきエクイティ報奨を付与することが可能となり、かつ、(iii)株式発行プログラム及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラムに基づき付与される報奨の対象となる株式数が、

(1) 2008年年次総会で本プランに追加された普通株式数、(2) 2008年5月23日現在、本プランに基づく報 奨に従って付与することが可能な普通株式数、及び、(3) 2008年5月23日現在の発行済み報奨の対象と なる普通株式数の合計の30%を超えてはならないことが規定された。当該修正は、2008年年次総会で 株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、6,600,000株増加後ベースでの報奨の付与又 は本プランに対するその他の修正は行われなかった。

- K. 普通株式を購入するオプションは、裁量オプション付与プログラムに従い、本プランに基づきその時点で発行可能な株式数を超えて付与することができる。但し、当該プログラムに基づき実際に発行された超過株式は、本プランに基づき発行可能な普通株式数を十分に増加する修正についての株主の承認が得られるまで、エスクローで保管される。かかる最初の超過付与が行われた日から12ヶ月以内に株主の承認が得られない場合、(i) 当該超過株式に基づき付与される未行使オプションは終了し、発行済でなくなるものとし、かつ、(ii) 当社はすみやかに、オプション付与対象者に対し、本プランに基づき発行された超過株式について払い込まれ、エスクローで保管されていた行使価格を、当該株式がエスクロー保管されていた期間の利息(適用される短期フェデラル・レートによる)とあわせて返金するものとし、当該株式はその時点で自動的に消却され、発行済みでなくなるものとする。
- L. 本プランは、2009年3月6日に修正され、2009年4月21日開催の株主特別総会に基づく委任状に記述される、一括ストック・オプション交換プログラムについて規定した。当該プログラムにおいては、一定の発行済みオプションを引き渡し、それより少ない数の制限株式ユニット(又は、引き渡された少ない数のオプションの交換を伴う現金の支払)と交換することが可能となる。当該ストック・オプション交換プログラムにしたがい、オプション交換プログラムで引き渡された全てのオプションの原株式が本プランに返還され、また、当該ストック・オプション交換プログラムに関して行われる制限株式ユニットの付与は、かかる返還された株式から行われた。当該ストック・オプション交換プログラムに関して制限株式の付与を行った後、本プランの準備株式は削減され、引き渡しされたオプションの原株式3,500,000株のみが、本プランに基づく将来の付与に関して利用可能なものとして保持されることとなり、これによって、本プランの期間中発行可能な普通株式数は、101,100,000株から89,330,429株に削減された。
- M. 本プランは、2009年8月17日に修正され、(i) 自動報奨プログラム(以前の名称は自動オプション付与プログラム)の修正を承認し、これにより、非従業員取締役が自動エクイティ報奨の全てをストック・オプションで受け取るか又はストック・オプションと制限株式ユニットの組み合わせで受け取るかを選択することができる制度を、プラン管理者が実施できるようになり、また、(ii) 株式発行プログラム及びパフォーマンス株式又はパフォーマンスユニットプログラムに従い発行可能な普通株式数が、8,893,237株と、(A) 2009 年8月17日現在発行済みの報奨の対象となり、実際は第1条第V項第C号にしたがい、本プランに返還される株式数の50%、及び、(B) 2009年の年次総会後、当社株主の承認を得て本プランに追加された普通株式数の50%、の合計を加えた株式数に等しくなるように規定された。当該修正は、2009 年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、本プランの当該修正に基づく報奨の付与は行われなかった。
- N. 本プランは、2010年7月13日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数を7,000,000株増加 した。当該修正は、2010年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、 7,000,000株増加後ベースでの報奨の付与は行われなかった。
- O. 本プランは、2011年7月14日に修正され、(i) 自動報奨プログラムの修正により、非従業員取締役が、本プランに基づくエクイティ付与を、取締役会又は第1次委員会が随時決定する非従業員取締役に適用される報酬方針にしたがい(裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット各プログラムに基づき許容される報奨の形式で)受け取ることができるようになり、また、(ii) 本プランに基づき発行可能な普通株式数を7,700,000株増加した。当該修正は、2011年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、7,700,000株増加後ベースでの報奨の付与は行われなかった。

EDINET提出書類 NetApp, Inc.(E33898)

外国会社届出書

- P. 本プランは、2012年7月18日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数は7,350,000株増加 した。当該修正は、2012年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、 7,350,000株増加後ベースでの報奨の付与は行われなかった。
- Q. 本プランは、2013年7月22日に修正され、(i) 株式発行プログラムに基づき付与される報奨にしたがい参加者が一暦年中に受け取ることができる普通株式数を200,000株から1,000,000株に増加し、また、(ii)パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラムに基づき付与される報奨にしたがい参加者が一暦年中に受け取ることができる普通株式数及び当初価額をそれぞれ、200,000株から1,000,000株に、2,000,000米ドルから5,000,000米ドルに増加した。当該修正は2013年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、当該修正に基づく報奨の付与は行われなかった。
- R. 本プランは、2013年7月31日に修正され、(i) 株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニットプログラムの修正により、当該各プログラムに基づき発行可能な普通株式数が、当該プログラム固有の株式制限の対象とならず、引き続き、本プランの第1条第 V項にしたがい本プラン上発行可能な普通株式数に関する制限が課されるようになり、また、(ii) 本プラン第1条第V.A.項の修正により、普通株式又は株式評価益権を購入する権利以外の、本プランに基づき付与される報奨の対象となる株式が、本プラン期間にわたり発行可能な最大普通株式数に、対象株式1株あたり2株として計算されることとなり、(iii) 本プランに基づき発行可能な普通株式数を10,000,000株増加し、また、(iv) 1999年プランに基づく実績連動型報酬の決定に関する基準として使用することができる実績基準を修正した。当該修正は、2013年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、当該修正に基づく報奨の付与は行われなかった。
- S. 本プランは、2014年7月23日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数を7,500,000株増加 した。当該修正は、2014年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、当該 修正に基づく報奨の付与は行われなかった。
- T. 本プランは、2015年7月17日に修正され、(i)株式評価益権の報奨の対象となる全ての普通株式(すなわち、株式評価益権に従い実際に発行される普通株式と、行使価格の支払を表す普通株式)は、本プランに基づき利用可能でなくなることを明確化し、(ii)本プランにおける「本件役務」の定義を修正し、また、(iii)非従業員取締役が当社の一暦年中に受け取ることができる報奨の価額に上限を設けた。本プランは、2015年7月24日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数を15,500,000株増加した。当該修正は、2015年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、当該修正に基づく報奨の付与は行われなかった。
- U. 本プランは、2016年7月30日に修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式数を4,300,000株増加 した。当該修正は、2016年年次総会で株主によって承認され、当該株主の承認が得られるまで、当該 修正に基づく報奨の付与は行われなかった。
- V. 本プランは、2017年7月20日修正され、本プランに基づき発行可能な普通株式の数を8,500,000株増加した。株主は2017年年次総会において、株式数の増加を承認することを求められる予定であり、かかる株主の承認が得られるまで、当該増加に基づく報奨の付与は行われない。本プランは、2017年9月13日に修正され、第7条の株式源泉徴収の規定を改定した。当該改定によって、源泉徴収するべき法定最低額を上回る租税債務を充足するための株式源泉徴収が、当社に対する不利な財務会計上の取扱をもたらさない場合、許容されることとなった。

XXI. 当局の承認

A. 本プランの実施、本プランに基づく報奨の付与及び報奨に基づく普通株式の発行は、当社が、本プラン、本プランに基づき付与される報奨及び本プランに基づき発行される普通株式に対する管轄権を有する監督当局から、全ての承認及び許可を調達することを条件とするものとする。

B. 普通株式又はその他の資産は、連邦及び州の証券諸法並びに普通株式がその時点で上場され取引されている証券取引所(又は、該当する場合ナスダック市場)の全ての適用ある上場要件が遵守されるまで、本プランに基づき発行又は交付されないものとする。

XXII. 売却代金の使用

本プラン上に基づく普通株式の売却より当社が受け取った現金の手取金は、一般的な会社の目的のために使用されるものとする。

XXIII. 雇用/役務に対する権利の不存在

本プランの規定は、オプション付与対象者又は参加者に対し、特定の期間にわたり本件役務を継続する権利を付与するものではなく、又は、当社(又はかかる者を雇用若しくは起用する親会社又は子会社)又はオプション付与対象者又は参加者が、いつでも、理由の如何を問わず、正当な理由の有無にかかわらず、かかる者の本件役務を終了する権利を妨害せず、その他制限しないものとし、かかる権利は、各人がここに明示的に留保する。

附属書

以下の定義は、本プランにおいて効力を有するものとする。

- A. **年間収入** は、いずれかのパフォーマンス期間における当社又は事業部門の純売上高を意味す る。
- B. **自動報奨プログラム**は、本プラン第6条に基づき有効な自動報奨プログラムを意味するものとする。
- C. 取締役会は、当社の取締役会を意味するものとする。
- D. <u>キャッシュポジション</u>は、いずれかのパフォーマンス期間における、当社の現金及び現金同等物の保有水準を意味する。
- E. **支配変更** は、以下のいずれかの取引によって実施される、当社の所有者又は支配の変更を意味するものとする。
 - (i) (当社又は当社を直接若しくは間接に支配する、その支配を受ける、当社と 共通の支配下にある者以外の)人又は人の集団が、当社の株主を直接の相手 方として行う入札又は交換の申し入れにしたがい、当社の発行済み有価証券 の総議決権の過半数を有する有価証券の(1934年法ルール13d-3で意義する範 囲の)受益的所有権を、直接又は間接に取得すること、又は、
 - (ii) 連続する36ヶ月間又はそれより短い期間にわたる取締役会の構成の変更であって、取締役会の過半数を構成する者が、異議の対象となっている一又は複数の取締役の選任を理由に、(A) 当該期間の期初から継続して取締役であった者、又は、(B) (A)記載の取締役でありかつ取締役会が当該選任又は指名を承認した時点で任期にあった者の少なくとも過半数によって、当該期間中に取締役に選任されたか指名された者、ではなくなった場合。
- F. **歳入法** は、1986年内国歳入法 (その後の改正を含む)を意味するものとする。
- G. 普通株式 は、当社の普通株式を意味するものとする。
- H. <u>企業間取引</u>は、当社が一当事者である、株主が承認した以下の取引のいずれかを意味するものとする。
 - (i) 合併又は統合であって、当社の発行済み有価証券の総議決権の過半数を有す る有価証券が、当該取引の直前において当該有価証券を保有する者と異なる 者に移転する取引; 又は
 - (ii) 当社の完全な清算又は解散における、当社資産の全部又は実質上全部の売却、譲渡その他の処分。
- I. <u>当社</u>は、適切な決議によって本プランを採択する、デラウェア州法人NetApp, Inc.及び NetApp, Inc. の資産若しくは議決権株式の全部又は実質的全部を承継する法人を意味するもの とする。
- J. <u>決定日</u>は、本プランに基づき付与される報奨の、歳入法セクション162(m)における「実績連動型報酬」の適格性を脅かさない、ありうる最新の日付を意味する。

- K. **裁量オプション付与プログラム** は、本プラン第2条に基づき有効な、裁量的オプション付与 プログラムを意味するものとする。
- L. <u>一株あたり利益</u>は、パフォーマンス期間における、当社又は事業部門の純利益を、発行済み 普通株式及び発行済みとみなされる潜在的普通株式の加重平均株式数で除して得られる額を 意味する。
- M. EBIT は、パフォーマンス期間における、減価償却及び償却を除く、税引前利益を意味する。
- N. <u>EBITDA</u> は、パフォーマンス期間における、営業活動によるキャッシュから、有形固定資産 を購入するために支払った現金を差し引いた額を意味する。
- O. <u>従業員</u> は、実施する作業並びに実施の方法及び方式の両方に関して雇用主の管理及び指図に 服する、当社(又は、親会社又は子会社)が雇用する個人を意味するものとする。
- P. **行使日** は、オプション行使の書面の通知を当社が受け取った日を意味するものとする。
- Q. 普通株式一株あたりの公正市場価額は、以下の規定に従って決定されるものとする。
 - (i) 当該普通株式がその時点においてナスダック市場で取引されている場合、その公正市場価額は、当該日において、全米証券業協会がナスダック市場で報告し、ウォールストリートジャーナルで公表する普通株式一株あたり終値(売値)であるものとする。当該日に普通株式の終値(売値)がない場合、公正市場価額は、当該気配値が存在する直前の日の終値(売値)とする。
 - (ii) 当該普通株式がその時点において証券取引所に上場している場合、その公正市場価額は、当該日において、プラン管理者が当該普通株式の主要市場であると決定する証券取引所における、当該取引所の株式相場表示テープに正式に表示され、ウォールストリートジャーナルに公表される普通株式一株あたり終値(売値)であるものとする。当該日に普通株式の終値(売値)がない場合、公正市場価額は、当該相場が存在する直前の日の終値(売値)とする。
 - (iii) 当該普通株式について確立された市場がない場合、 その公正市場価額は、 プラン管理者が誠意をもって決定するものとする。
- R. <u>フリーキャッシュフロー</u> は、パフォーマンス期間において、営業活動によるキャッシュから、有形固定資産を購入するために支払った現金を差し引いた額を意味する。
- S. <u>インセンティブ・オプション</u>は、歳入法セクション422の要件を充足するオプションを意味するものとする。
- T. **個人別目標**は、いずれかのパフォーマンス期間のオプション付与対象者又は参加者に関して、プラン管理者が(その裁量で)手順により定め、承認する目標及び測定可能な目標を意味する。
- U. <u>不法行為</u>は、オプション付与対象者が詐欺、着服又は不誠実な行為を犯すこと、かかる者による当社(又は、親会社又は子会社)の秘密情報若しくは営業秘密の無断の使用又は開示、又は、かかる者によるその他の故意の不法行為であって、当社(又は、親会社又は子会社)の事業又は業務に重大な悪影響を与えるものを意味するものとする。前記の定義は、オプション付与対象者又は当社(又は、親会社又は子会社)に本件役務を提供するその他の者の解雇又は罷免の根拠になりうると当社(又は、親会社又は子会社)がみなす可能性がある、全ての作為又は不作為を網羅しているとみなされないものとする。

- V. 1934年法 は、1934年証券取引法 (その後の改正を含む)を意味するものとする。
- W. **純利益**は、パフォーマンス期間における、当社又は事業部門の税引後利益を意味する。
- X. <u>非法定オプション</u>は、歳入法セクション422の要件を充足することを意図しない、オプション を意味するものとする。
- Y. **営業キャッシュフロー**は、パフォーマンス期間における、当社又は事業部門の純利益に、減価償却及び償却費を加え、設備投資を控除し、売掛金、棚卸資産、その他流動資産、取引勘定買掛金、未払費用、製品保証、顧客の前払金及び長期未払費用から成る運転資本の変更を加えたものを意味する。
- Z. **営業収益**又は**営業利益**は、パフォーマンス期間における、当社又は事業部門の営業利益を意味する。
- AA. **オプション付与対象者** は、本プランに基づきオプションの付与を受ける者を意味するものとする。
- BB. <u>親会社</u> は、当社で終了する一連の連鎖する法人群に属する法人(当社を除く)を意味する。 但し、連鎖の中にある各法人(当社を除く)は、決定時において、当該連鎖に属する他社の うち一社の全種類株式の総議決権の過半数を保有するものとする。
- CC. **参加者** は、株式評価益権、株式発行、又は、パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット 各プログラムに基づき報奨の発行を受ける者を意味するものとする。
- DD. **業績目標** は、本プランに基づき付与される報奨(以下、「本報奨」という。)に関して、オプション付与対象者又は参加者に適用されるとプラン管理者が(その裁量で)決定する目標(又は目標の組み合わせ)を意味する。プラン管理者が決定するとおり、本報奨に適用される業績目標は、以下の一又は複数の評価基準を用いた達成目標水準を規定することができる。(a) 年間収入、(b) キャッシュポジション、(c) 一株あたり利益、(d) EBIT、(e) EBITDA、(f) フリーキャッシュ・フロー、(g) 個人別目標、(h) 純利益、(i) 営業キャッシュフロー、(j) 営業収益、(k) 営業利益、(l) 資産利益率、(m) 資本利益率、(n) 自己資本利益率、(o) 売上高利益率、及び(p) 合計株主利益率。業績目標は、オプション付与対象者によって、また、報奨によって異なる場合がある。プラン管理者は、決定日の前に、オプション付与対象者又は参加者に関する業績目標の計算に、いずれかの重要な要素を含めるか又は除外するかを決定するものとする。例えば(但し限定するものではなく)、プラン管理者は、一又は複数の業績目標に関する評価基準が、当社のプロフォーマ業績及び/又は一般に認められた会計原則に即した業績に基づいていなければならないと決定することができる。
- EE. **パフォーマンス期間** は、当社の会計年度、又は管理者が単独の裁量で決定するその他の期間を意味する。
- FF. **パフォーマンス株式・パフォーマンスユニット・プログラム** は、本プラン第5条に基づき有効な、パフォーマンス株式及びパフォーマンスユニットのプログラムを意味するものとする。
- GG. 永久障害又は永久障害者は、オプション付与対象者又は参加者が、死につながる又は12ヶ月以上継続すると予想される、医学上判定可能な身体又は精神障害を理由に実質的な利益活動に従事することができないことを意味するものとする。但し、自動オプション付与プログラムのみについては、永久障害又は永久障害者は、非従業員取締役が、死につながる又は12ヶ月以上継続すると予想される、医学上判定可能な身体又は精神障害を理由に、取締役としての通例の職責を果たすことができないことを意味するものとする。

- HH. **本プラン** は、本書に定める、当社の1999年ストック・オプション・プランを意味するものとする。
- II. **プラン管理者** は、第1次委員会、取締役会又は第2次委員会にかかわらず、一又は複数の種類のの適格な者に関して、裁量オプション付与、株式評価益権、株式発行及びパフォーマンス株式・パフォーマンスユニット各プログラムを管理する権限を与えられた特定の団体で、当該団体がその管轄下にある者に関して当該プログラムに基づく管理機能を実施する場合、当該団体を意味するものとする。
- JJ. 本プラン発効日 は、取締役会が本プランを採択した日である、1999年8月17日を意味するものとする。
- KK. **第1次委員会** は、セクション16インサイダーに関して、裁量オプション付与プログラムを管理するために、又は、当社が非従業員取締役に関して採択する報酬方針の規定を決定し、その他管理するために、取締役会によって任命された2名以上の非従業員取締役で構成される委員会を意味するものとする。
- LL. <u>資産利益率</u> は、パフォーマンス期間における、当社又は事業部門のインセンティブ報酬控除 前営業利益を、当社又は事業部門の平均純資産で除したものに等しい比率を意味する。
- MM. <u>資本利益率</u> は、パフォーマンス期間における、営業利益から営業に係る所得税を控除した 後、負債の簿価及び自己資本簿価の合計(現金控除後)で除すことにより得られる額を意味 する。
- NN. **自己資本利益率** は、パフォーマンス期間における、当社の純利益を平均株主資本で除すことにより得られる比率を意味する。
- OO. <u>**売上高利益率**</u> は、パフォーマンス期間における、当社又は事業部門のインセンティブ報酬控除前営業収益を、当社又は事業部門の収入で除すことにより得られる比率を意味する。
- PP. **第2次委員会** は、セクション16インサイダー以外の適格者に関して、裁量オプション付与プログラム及び株式発行プログラムを管理するために、取締役会が任命する、取締役又は適用法を充足する他の個人で構成される委員会を意味するものとする。
- QQ. <u>セクション16インサイダー</u> は、1934 年法セクション16の短期売買差益に関する責任を負う当 社の役員又は取締役を意味するものとする。
- RR. 本件役務 は、オプション付与又は株式発行の裏付けとなる文書に明記される場合を除き、従業員、非従業員取締役又はコンサルタント若しくは独立顧問の立場にある者の、当社(又は、親会社又は子会社)に対する役務の提供を意味するものとする。本件役務は、終了期間(例、ガーデンリーブ等)通知に記載された参加者の雇用終了の効力発生日までの当該終了期間を、従業員が当該通知期間中に当社(又は、親会社又は子会社)に実際に役務を提供しているかどうかにかかわらず、含むものとする。
- SS. **株式評価益権プログラム** は、本プラン第3条に基づき有効な、株式評価益権プログラムを意味するものとする。
- TT. **本証券取引所** は、アメリカン証券取引所又はニューヨーク証券取引所のいずれかを意味する ものとする。
- UU. **株式発行契約** は、株式発行プログラムのもとで普通株式が発行される時又は制限株式ユニットが付与される時に、当社及び参加者が締結する契約を意味するものとする。

- VV. **株式発行プログラム** は、本プラン第4条に基づき有効な株式発行プログラムを意味するものとする。
- WW. <u>子会社</u> は、当社で始まる一連の連鎖する法人群に属する法人(当社を除く)を意味する。但し、連鎖の中にある各法人(最後の法人を除く)は、決定時において、当該連鎖に属する他社のうち一社の全種類株式の総議決権の過半数を保有するものとする。
- XX. 10% 株主 は、当社(又は、親会社又は子会社)の全種類株式の総議決権の10%超を保有する株式の所有者(歳入法セクション424(d)に基づき決定される)を意味するものとする。
- YY. **合計株主利益率** は、パフォーマンス期間における、一株の合計利益率(株価の変更及び配当の再投資を加えたもの)を意味する。
- ZZ. <u>源泉徴収税</u> は、オプション又は権利未確定の普通株式保有者に対し、当該オプションの行使、当該株式の権利確定に関連して、又は、オプション若しくは株式発行に従い取得した株式の処分時に課される、連邦、州及び地方の所得及び雇用源泉税を意味するものとする。

【本文】

本文は「提出本文書(英語)」を御覧下さい。